

特別支援学校における医療的ケア実施の手引

・ 特別支援学校における医療的ケアの実施体制について	1
・ 静岡県の特別支援学校における医療的ケアの実施体制（概要図）	3
・ 特別支援学校医療的ケアにおける指導医の役割	4
・ 静岡県医療的ケア実施要綱	5
・ 静岡県医療的ケア運営協議会設置要項	9
・ 医療的ケアの実施にかかわる手順	11
・ 各様式	16
・ 個人カルテ	56
・ 新たな主治医への依頼文	60
・ 臨床研修実施報告	61
・ 特別支援学校における医療的ケアに関する研修実施要項	63
・ （補足資料1）特別支援学校における医療的ケア	65
・ （補足資料2）緊急時における気管カニューレの再挿入について	67

特別支援学校における医療的ケアの実施体制について

- 1 静岡県の医療的ケアを適切に実施するための組織体制の整備
 - (1) 県の運営協議会（静岡県医療的ケア運営協議会）を設ける
教育、医療、福祉関係部局の連携を図り、安全かつ効果的な医療的ケアを実施するために、協議会を設ける。
 - ア 委員の構成について
 - (ア) 県の運営協議会
 - ・教育関係：実施校の特別支援学校長、養護教諭代表 1 人、
 - ・医療関係：医師 3 人、看護師 1 人
 - ・福祉関係：健康福祉部障害者支援局長 1 人
 - ・保護者代表：2 人
 - イ 担当者連絡会
 - ・運営協議会の組織として「担当者連絡会」を設け、医療的ケアの実施に関する研究協議を行う。また、必要に応じて県運営協議会に参加する。
 - ・担当者は各校で中心的な役割を担う養護教諭 1 人及び教諭 1 人とする。ただし、看護師資格を有する教諭（以下「自立活動教諭」という。）が配置されている学校は、自立活動教諭を含めた教諭 3 人とする。
 - ウ 年間活動予定
 - (ア) 県の運営協議会
 - ・年間 3 回の会議を開催する。
 - ・必要に応じて臨時会議を開催する。
 - ・主な協議内容：医療的ケア実施体制の充実等
 - (イ) 担当者連絡会
 - ・年間 2 回の会議を開催する。
 - ・主な活動内容：実施状況及び成果、課題の報告、校内体制、研修の充実等
 - (2) 特別支援学校に校内委員会を設ける
医療的ケア実施校に、校長、養護教諭、担当教諭、自立活動教諭、医療的ケア看護師職員（看護師業務に従事する非常勤講師（准看護師を含む。）、校医・主治医・指導医、保護者等から構成される校内委員会（医療的ケア校内検討委員会）を組織する。
 - 2 医療的ケア看護師職員の配置について
 - (1) 特別支援学校医療体制整備事業による
看護師業務に従事する非常勤講師として医療的ケア看護職員を任用する。
 - (2) 医療的ケアの実施校と医療的ケア看護職員の配置
医療的ケア対象児童生徒等が在籍する特別支援学校に医療的ケア看護職員を配置する。
 - 3 医療的ケアの実施者について
 - (1) 医療的ケア看護職員の役割
医療的ケア看護職員は教員と協力して医療的ケアの実施に当たる。その際、第三号研修の講師及び、教員の行う医療的ケアに対しての指導助言を行う。また、医療的ケア看護職員は教員の行う医療的ケア以外の医療的ケア（5 項目：たんの吸引、経管栄養、導尿、酸素吸入、カニューレの管理）を担当して行う。医療的ケア看護職員の対応できる医療的ケアの内容の範囲については、静岡県医療的ケア運営協議会において協議し、実施の可否については、静岡県教育委員会が決定する。
 - (2) 自立活動教諭の役割
自立活動教諭は、看護師経験を生かした医療的ケアに関する業務を行う。学校の医療的ケア体制の運営や充実に関する業務（日程調整や研修計画等）を中心に行い、医療的ケア看護職員の補助的な役割として、医療的ケア（医療的ケア看護職員と同じ 5 項目）の実施を行う。
 - (3) 教員の役割
 - ア 第三号研修を修了した教員は、たんの吸引、経管栄養の 2 項目の医療的ケアを行うことができる。

イ 行為の内容は、平成 31 年 3 月 20 日付け「学校における医療的ケアの今後の対応について」で示された特定行為である喀痰吸引（気管カニューレ内部の吸引を除く）経管栄養に限る。留意点については、5 . 認定特定行為業務従事者による特定行為の実施に関する留意事項による。

ウ 自己導尿の補助（カテーテルの準備、体位の保持など）に関しては平成 17 年 8 月 25 日付け 17 国文科ス第 30 号「医師法第 17 条、医科医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法第 31 条の解釈について」により、医行為には該当しないことが示されている。

4 研修体制について

(1) 指導医

医療的ケアを実施する各学校には、指導医の制度を設ける。

ア 指導医の主な役割

- ・学校を訪問して、医療的ケアの実施状況や日常の対象児童生徒等の健康状態等について、自立活動教諭及び医療的ケア看護職員、医療的ケアに携わる教員に対して実態に即した指導助言を行う。
- ・学校の医療的ケアの実施体制全般について、学校からの求めに応じて、指導助言を行う。
- ・医療的ケアの実施に関する研修の指導を行う（臨床研修）。
- ・主治医との連絡・調整を行う。

(2) 教職員が受講する研修

ア 臨床研修

- ・主治医の指示書に基づいて、指導医が臨床研修指導を行う方法又は、主治医が指導する方法により実施する。
- ・主治医又は指導医が学校において実施する場合、対象児童生徒等の実態に応じて研修時間を設定する。
- ・医師による直接研修を、前年度の臨床研修のビデオを使用した研修に替えることもできる。

イ 指導医等（指導医、主治医、校医、理学療法士等）の学校訪問による研修

- ・年間 3 回程度行う。（実施例：5 月～7 月、9 月～12 月、1 月～2 月の期間にそれぞれ 1 回ずつ）

ウ 自立活動教諭及び医療的ケア看護職員の研修（看護師等研修）

- ・自立活動教諭及び医療的ケア看護職員として、医療的ケアを実施していく上での役割の確認、実施上の課題等についての研修を実施する。
- ・指導医等の学校訪問による研修の際に、具体的に指導を受けることができる体制にする。

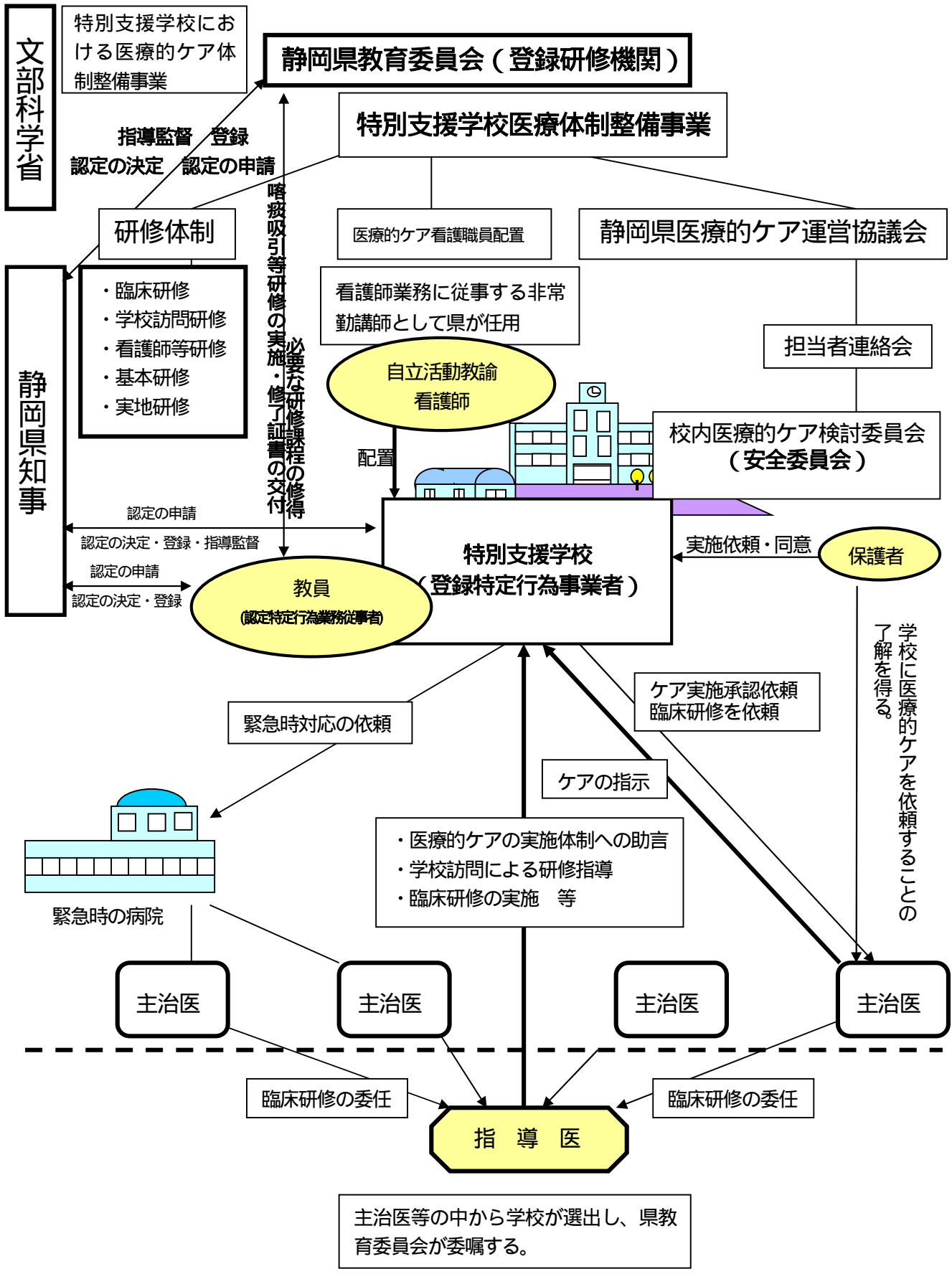
エ 教員の研修（第三号研修）

- ・認定特定行為業務従事者として医療的ケアを実施する上で必要な知識・技能の習得等の第三号研修を実施する。

5 法改正に伴う登録認定等

「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」(平成 23 年法律 72 号平成 23 年 6 月 22 日公布 平成 24 年 4 月 1 日施行)による「社会福祉士法及び介護福祉士法」の一部改正に伴い、医療的ケアの実施者である教員は認定特定行為業務従事者として、医療的ケアの実施校は登録特定行為事業者として、県教育委員会は登録研修機関として、認定申請、変更届の提出等、法に対応した必要な手続きを行う。

静岡県の特別支援学校における医療的ケア実施体制

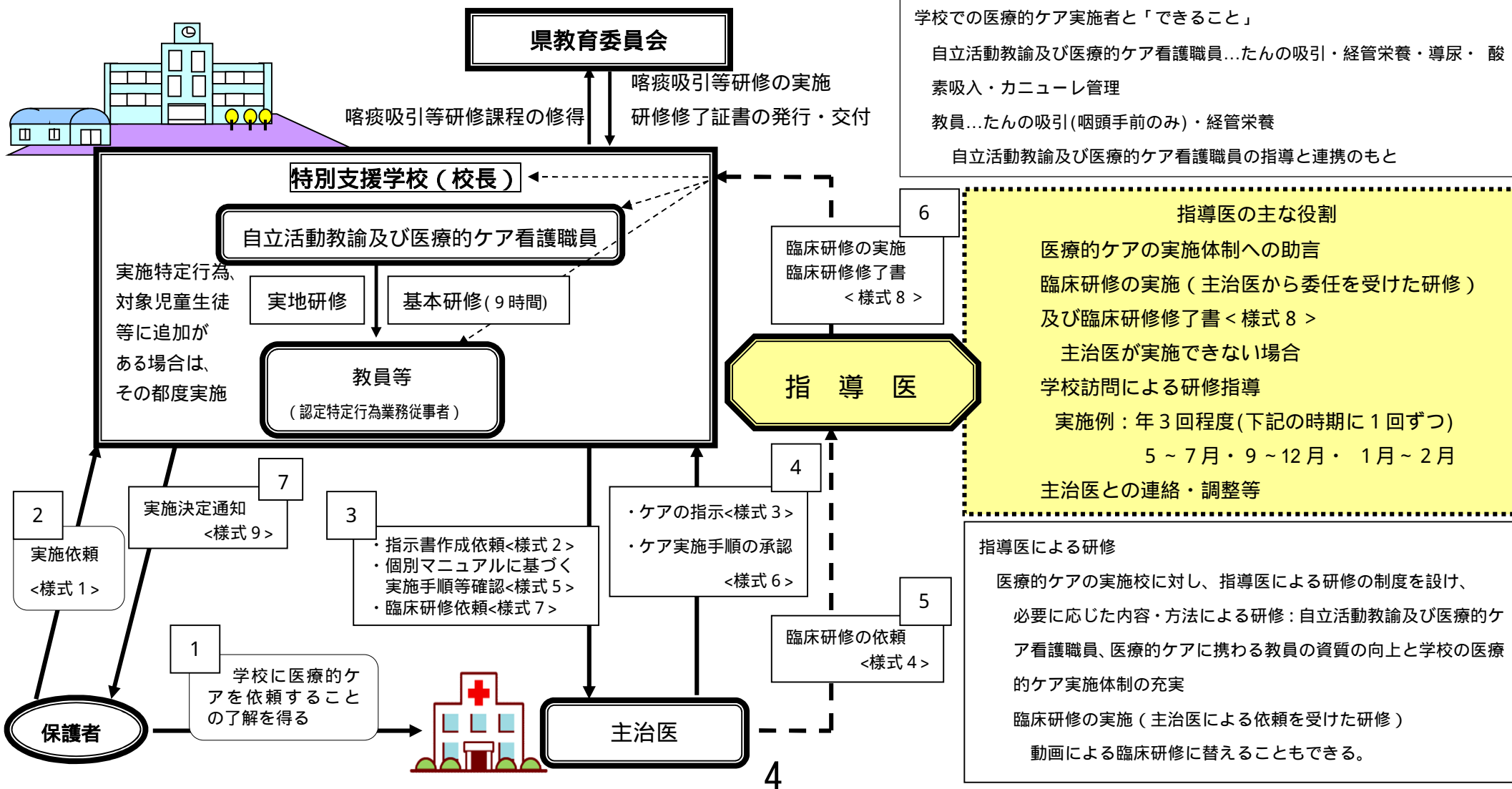


特別支援学校医療的ケアにおける指導医の役割（「保護者～学校～主治医」との関係について）

①～⑦は医療的ケアの実施手順を示す

静岡県特別支援学校医療体制整備事業

特別支援学校における医療的ケアの実施は、医療的ケアの必要な児童生徒等に対して特別支援学校内（要綱第2条参照）において実施されるものであり、医療機関における通常の医療行為とは異なり、範囲が限定される。この取組をより安心・安全にするため、医療的ケア運営協議会を設け、実施各校での安全への理解促進に努め、静岡県としての足並みを揃える中、慎重に実施している。



静岡県医療的ケア実施要綱

1 趣旨

この要綱は、県立特別支援学校において医療的ケアを必要とする児童生徒等に対して、当該医療的ケアが安全かつ円滑に行われるようその取扱いについて定める。

2 対象校及び児童生徒等

医療的ケア実施校は、医療的ケア対象児童生徒等が在籍する特別支援学校とする。医療的ケア対象者は、実施校に通学し、常時医療的ケアを必要とする児童生徒等で、保護者から医療的ケアの実施依頼があったもののうち、校長が認めたものとする。

3 登録認定体制の整備

- (1) 静岡県教育委員会は、「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則」附則第十三条における第三号研修を実施する「登録研修機関」として登録申請を行う。
- (2) 医療的ケアを実施する学校は、「社会福祉士及び介護福祉士法」附則第二十条の定めにより「登録特定行為事業者」として登録申請を行う。
- (3) たんの吸引等の医療的ケアを実施する教員は、第三号研修を修了した「認定特定行為業務従事者」として登録申請を行う。

4 医療的ケア看護職員の配置

静岡県教育委員会(以下「県教育委員会」という。)は、特別支援学校医療体制整備事業により医療的ケア看護師職員業務に従事する非常勤講師(准看護師を含み以下「看護師」という。)を任用し、特別支援学校に配置する。

5 実施者及び行為の範囲

- (1) 看護師資格を有する教諭(以下「自立活動教諭」という。)及び医療的ケア看護職員は、医療的ケアについて、当該児童生徒等の主治医(以下「主治医」という。)の指示に従って対応する。自立活動教諭及び医療的ケア看護職員の対応できる範囲は、たんの吸引・経管栄養・カニューレの管理・酸素吸入・導尿を原則とする。
- (2) 教員(教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第2条第2項に規定する教員(教授、准教授及び助教を除く。以下同じ)が第三号研修を修了して行うことができる医療的ケアは、平成23年12月20日付け23文科初第1344号「特別支援学校等における医療的ケアの今後の対応について」で示された特定行為のうち気管カニューレ内部の吸引を除く、口腔内の喀痰吸引・鼻腔内の喀痰吸引・胃ろう又は腸ろうによる経管栄養・経鼻経管栄養に限る。
- (3) 教員が医療的ケアを実施する場合は、学校に配置した自立活動教諭又は医療的ケア看護職員の指導・援助の下、連携して実施しなければならない。

6 校内の管理体制

医療的ケアを行う特別支援学校は、対象児童生徒等の状態を常に把握し、医療的ケアを行うとともに、校内保健管理体制の整備を図るため、校長、養護教諭、担当教諭、自立活動教諭、医療的ケア看護職員、主治医、保護者等からなる校内医療的ケア検討委員会を設置しなければならない。

7 緊急時の対応等

校長は、医療的ケアの実施中に異常が生じた場合を想定し、医療機関との連携等緊急時の対応について手順をあらかじめ定めておかなければならない。

8 研修

- (1) 医療的ケアを実施する自立活動教諭及び医療的ケア看護職員は、県教育委員会が主催する看護師等研修を受けなければならない。
- (2) 医療的ケアを実施する自立活動教諭及び医療的ケア看護職員、教員は、保護者の立会いの下に、あらかじめ主治医又は指導医から対象児童生徒等に対する医療的ケアの個別的な研修(以下「臨床研修」という。)を受けなければならない。
- (3) 年度途中に任用となる医療的ケア看護職員は、前項に定めるもののほか、別途規定する臨床研修をもってかえることができる。

- (4) 学校は、指導医又は主治医による医療的ケアの現場の視察により、医療的ケアについて指導を受ける「指導医等による学校訪問研修」を実施しなければならない。

9 実施の手続

医療的ケアの実施に関する手続は、次に定めるとおりとする。

- (1) 学校が保護者、主治医に対して医療的ケアに関する依頼、通知等を行う場合は、校長名による文書で行うものとする。
- (2) 対象児童生徒等の保護者は、校長に対して「医療的ケア実施依頼書」〈様式1〉を提出する。
- (3) 校長は、対象児童生徒等の主治医に対して、「医療的ケア実施について」〈様式2〉により保護者を通じて医療的ケアの実施に関する自立活動教諭及び医療的ケア看護職員宛ての指示及び指導を依頼し、「医療的ケアを必要とする児童生徒等についての指示書」〈様式3〉により指示及び指導を受けるものとする。この場合において、校長は保護者に臨床研修に出席するよう依頼するものとする。
- また、「医療的ケアを必要とする児童生徒等についての指示書」〈様式3〉は、対象児童生徒等の、年度当初、年度中途、次年度への継続時において作成される。なお、次年度への継続時において作成されるものについては、次年度を迎える2月前以降とする。
- (4) 校長は、「医療的ケアを必要とする児童生徒等についての指示書」〈様式3〉による指示及び指導が、安全管理上、校内での実施が難しいと判断した場合には、学校・家庭・主治医等と安全に実施するための協議を行う。その場合、必要に応じ、新たに「医療的ケアを必要とする児童生徒等についての指示書」〈様式3〉により指示及び指導を受けるものとする。
- (5) 校長は、臨床研修等の指導を指導医に依頼することに保護者が同意する場合には、その旨を明記した「医療的ケア臨床研修の依頼書」〈様式4〉を提出する。
- (6) 校内医療的ケア検討委員会は、対象児童生徒等の医療的ケアの実施に関して、対象児童生徒等ごとに「個別マニュアル」〈参考例3〉を作成し、「医療的ケア実施手順等について（依頼）」〈様式5〉により主治医に指導を依頼し、「医療的ケア実施手順等について（回答）」〈様式6〉により主治医の承認を求めなければならない。
- (7) 校長は、主治医が承認した「個別マニュアル」に従って、自立活動教諭及び医療的ケア看護職員、教員が行う医療的ケアに対しての臨床研修を主治医又は指導医に依頼し実施する。〈様式7〉
- (8) 主治医又は指導医は、臨床研修が修了した場合には、すみやかに「医療的ケア臨床研修の修了証」〈様式8〉により校長に報告する。
- (9) 校長は、主治医が承認した個別マニュアルに従って自立活動教諭及び医療的ケア看護職員、教員が行う医療的ケアを「医療的ケアの実施について（回答）」〈様式9〉により保護者に通知し、「医療的ケア実施内容の承諾」〈様式1の下〉により保護者の同意を得るものとする。
- (10) 医療機関から医療的ケアの実施に係る文書料を求められた場合は受益者負担とする。

10 医療的ケアの実施に関する手続（動画による臨床研修）は、次に定めるとおりとする。

- (1) 学校が保護者、主治医に対して医療的ケアに関する依頼、通知等を行う場合は、校長名による文書で行うものとする。
- (2) 対象児童生徒等の保護者は、校長に対して「医療的ケア実施依頼書」〈様式1〉を提出する。
- (3) 校長は、対象児童生徒等の主治医に対して、「医療的ケア実施について」〈様式2〉により保護者を通じて医療的ケアの実施に関する自立活動教諭及び医療的ケア看護職員宛ての指示及び指導を依頼し、「医療的ケアを必要とする児童生徒等についての指示書」〈様式3〉により指示及び指導を受けるものとする。

また、「医療的ケアを必要とする児童生徒等についての指示書」〈様式3〉は、対象

児童生徒等の、年度当初、年度中途、次年度への継続時において作成される。なお、次年度への継続時において作成されるものについては、次年度を迎える2月前以降とする。

- (4) 校長は、「医療的ケアを必要とする児童生徒等についての指示書」〈様式3〉による指示及び指導が、安全管理上、校内での実施が難しいと判断した場合には、学校・家庭・主治医等と安全に実施するための協議を行う。その場合、必要に応じ、新たに「医療的ケアを必要とする児童生徒等についての指示書」〈様式3〉により指示及び指導を受けるものとする。
 - (5) 校内医療的ケア検討委員会は、対象児童生徒等の医療的ケアの実施に関して、前年度からの継続の医療的ケア看護職員がいること、「医療的ケアを必要とする児童生徒等についての指示書」〈様式3〉の内容に変更がないかを確認し、対象児童生徒等ごとに「個別マニュアル」〈参考例3〉を作成する。
 - (6) 「個別マニュアル」に従って、自立活動教諭及び医療的ケア看護職員、教員は動画による臨書研修を実施する。
 - (7) 校長は、動画による臨床研修が修了した場合には、すみやかに「医療的ケア動画による臨床研修実施報告書」〈様式7-2〉、「動画による臨床研修対象児童生徒等氏名及び医療的ケアの研修内容等」〈別紙〉により主治医又は指導医に報告する。医療的ケアの内容に軽微な変更があった場合は、「個別マニュアル」に記載し、〈様式7-2〉、〈別紙〉と併せて報告する。また、電話又はメールにより主治医又は指導医に〈様式7-2〉、〈別紙〉等の受領の確認をする。
 - (8) 主治医又は指導医は、6月から12月の直接研修で「医療的ケア動画による臨床実施確認書」〈様式8-3〉により動画による臨床研修の修了を校長に報告する。
 - (9) 校長は、主治医が承認した個別マニュアルに従って自立活動教諭及び医療的ケア看護職員、教員が行う医療的ケアを「医療的ケアの実施について(回答)」〈様式9〉により保護者に通知し、「医療的ケア実施内容の承諾」〈様式1の下〉により保護者の同意を得るものとする。
 - (10) 医療機関から医療的ケアの実施に係る文書料を求められた場合は受益者負担とする。
- 11 主治医による医療的ケアの指示期間中の主治医変更に関する手続は、次に定めるとおりとする。
- (1) 主治医による医療的ケアの指示期間中に、主治医の変更が生じた場合、対象児童生徒等の保護者は、校長に対して「医療的ケア実施依頼書」〈様式1〉を提出する。
 - (2) 校長は、対象児童生徒等の後任主治医に対して、「医療的ケア実施について」〈様式12〉により指示及び指導を依頼し、「医療的ケアを必要とする児童生徒等についての指示書」〈様式3〉及び「医療的ケア実施手順等について(回答)」〈様式6〉により指示及び指導を受けるものとする。
 - (3) 校長は、後任主治医が承認した個別マニュアルに従って自立活動教諭及び医療的ケア看護職員、教員が行う医療的ケアを「医療的ケアの実施について(回答)」〈様式9〉により保護者に通知し、「医療的ケア実施内容の承諾」〈様式1〉により保護者の同意を得るものとする。
 - (4) 後任主治医または指導医が臨床研修を必要と認めた場合は、第9条の規定によるものとする。
- 12 指導医変更の手続
- 校長は、主治医による医療的ケアの指示期間中に、指導医の変更が生じた場合は、後任指導医に、静岡県の特別支援学校医療体制整備事業についての説明をするとともに、医療的ケアの実施に関する手続きについて説明をしなければならない。
- 13 終了の手続
- 主治医による医療的ケアの指示期間中の医療的ケアの終了に関する手続は、次に定めるとおりとする。

- (1) 対象児童生徒等の保護者は、校長に対して、「医療的ケア実施終了の申請書」<様式 13>を提出する。
- (2) 校長は、保護者に対して「医療的ケア実施の終了について」<様式 14>により、医療的ケア終了の承諾を伝えるものとする。

14 実施上の留意点

医療的ケアの実施に当たっては、次の事項に十分配慮するものとする。

- (1) 学校は保護者に対して、学校として実施可能な医療的ケアについて説明し、十分に共通理解をしておくこと。
- (2) 自立活動教諭及び医療的ケア看護職員、教員は、対象児童生徒等の健康状態について、保護者、主治医等から十分な説明を受けておくこと。
- (3) 学校と保護者との間で、医療的ケアの実施当日の児童生徒等の健康状態、実施依頼内容等について十分に連絡を取り合うこと。<参考例 1・2>
- (4) 自立活動教諭及び医療的ケア看護職員、教員は、学校における医療的ケアの実施内容並びに対象児童生徒等の実施中及び実施後の様子について記録を取り、保護者に報告すること。<参考例 1・2>
- (5) 自立活動教諭及び医療的ケア看護職員、教員は、実施内容の記録に基づき、適時対象児童生徒等の主治医に報告する他、必要に応じて指導及び助言を受けること。<様式 10・11>
- (6) 保護者は、定期的に当該児童生徒等の主治医に受診し、適切な指示を受けること。
- (7) 教員は、医療的ケアを実施中に異常が生じた場合は、ただちに行為を中止し、自立活動教諭及び医療的ケア看護職員の援助を求め必要な応急処置をとるとともに保護者及び主治医に連絡する。
- (8) 自立活動教諭及び医療的ケア看護職員、教員の第 5 条に規定されていない範囲の行為、及び医療的ケアの実施に係る内容や方法等において校内での判断が難しい事項については、静岡県医療的ケア運営協議会において協議し、実施の可否については、静岡県教育委員会が決定する。

15 その他

この要綱の実施に必要な事項は、静岡県医療的ケア運営協議会により協議し、静岡県教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 20 年 2 月 6 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

静岡県医療的ケア運営協議会設置要項

1 趣旨

この要項は、静岡県医療的ケア運営協議会（以下「運営協議会」という）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 設置

- (1) 特別支援学校において、常時、医療的ケアを必要とする児童生徒等の実態に即した、医療・福祉等関係 機関の連携による、医療的ケア実施体制整備の方策について協議するために、「運営協議会」を設置する。
- (2) 運営協議会の設置期間は、1年間とする。

3 所掌事務

運営協議会は、次の各号に関する事項について協議するとともに、必要に応じて医療的ケア実施校に対し、指導・助言を行う。

- (1) 医療的ケア実施校に対する医療・福祉等関係機関の支援体制の在り方に関すること。
- (2) 医療的ケア実施校における医療的ケア実施体制の在り方に関すること。
- (3) 医療的ケアに携わる教職員等の資質の向上を図る研修制度の在り方に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特別支援学校における医療的ケア実施に対して必要なこと。

4 組織

- (1) 運営協議会は、重症心身障害児の療育、医療、教育に関し高い見識を有する者、並びに特別支援学校関係者等を委員として組織する。
- (2) 運営協議会は、必要に応じて部会を設置することができる。

5 委員

委員は、重症心身障害児の療育、医療、教育に関し高い見識を有する者、並びに特別支援学校関係者等のうちから静岡県教育委員会教育長が委嘱又は任命する。

6 任期

委員の任期は、当該年度の3月末日までとする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員長

- (1) 運営協議会に、委員長及び副委員長を各1人置くこととし、委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する。
- (2) 委員長は、会議を主宰する。
- (3) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

8 会議

- (1) 運営協議会は、委員長が召集する。（臨時開催も含む。）
- (2) 運営協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。（臨時開催も含む）
- (3) 委員長は、会議の概要を記録するものとする。（臨時開催も含む）

9 庶務

運営協議会の庶務は、事務局を県教育委員会特別支援教育課に置いて処理する。

10 補則

この要項に定めるもののほか、運営協議会の運営その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成19年4月2日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年4月1日から施行する。

別紙 1 医療的ケアの実施にかかわる手順<その1>

図1 実施依頼から実施まで（臨床研修前にマニュアルを作成する場合：前年度からケアを継続して行う児童生徒等が対象になることが多い）

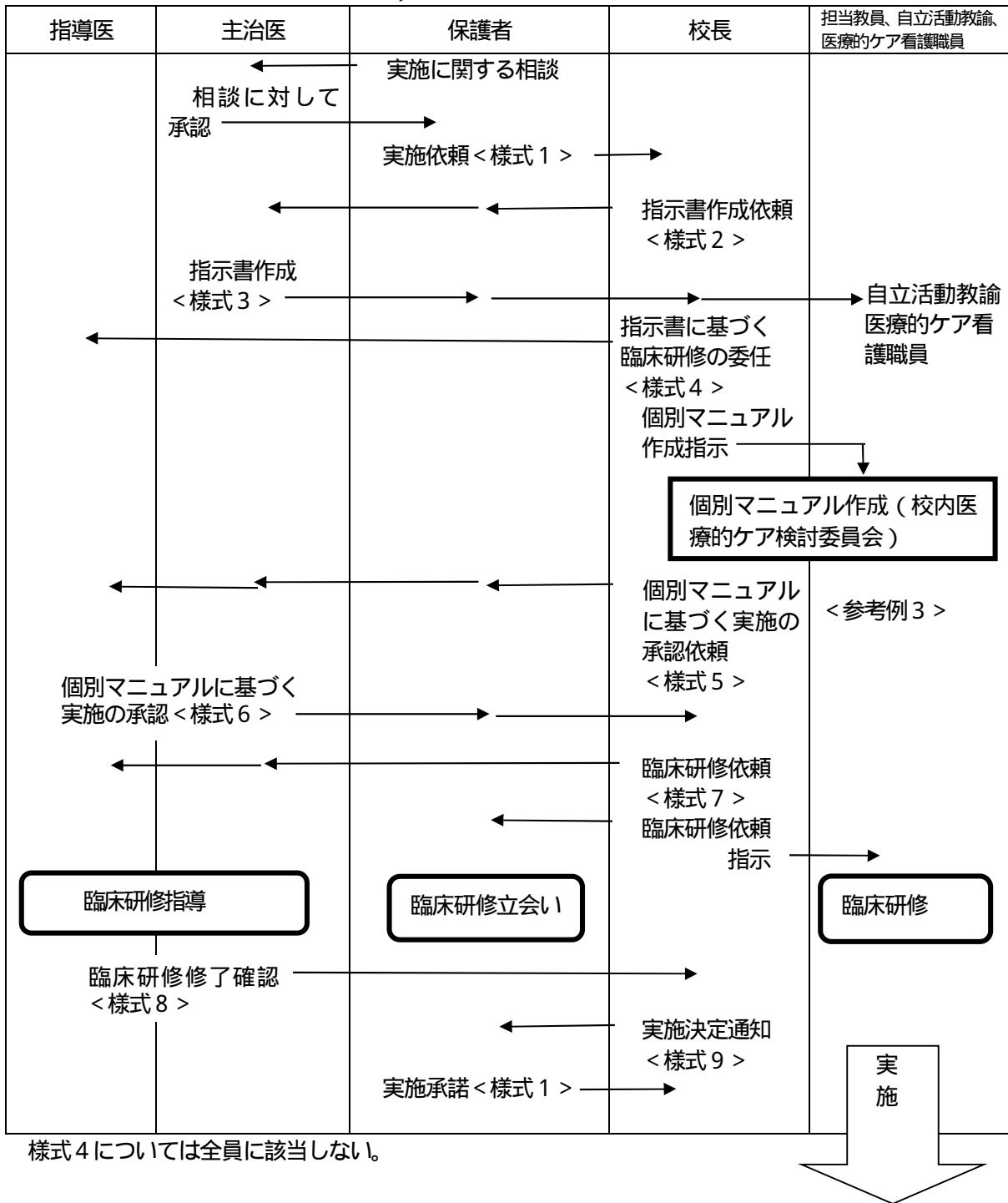
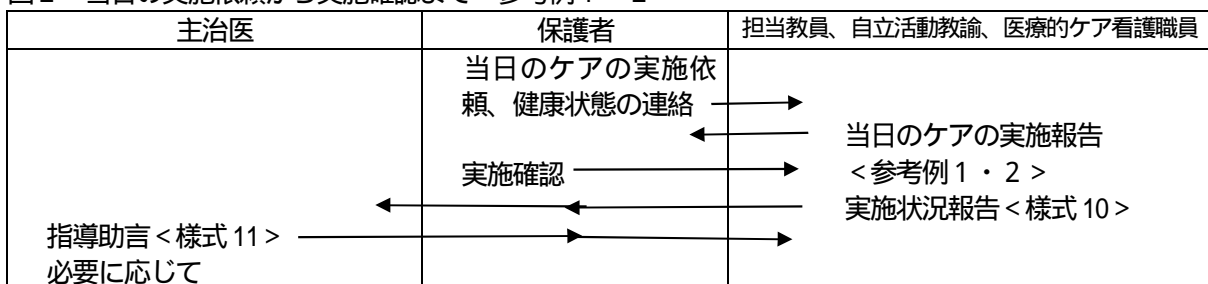


図2 当日の実施依頼から実施確認まで<参考例1・2>



別紙 2 医療的ケアの実施にかかわる手順<その2>

図1 実施依頼から実施まで（臨床研修後にマニュアルを作成する場合：新たにケアを行う児童生徒等、ケアの内容が前年度と大きく変わった児童生徒等が対象になることが多い）

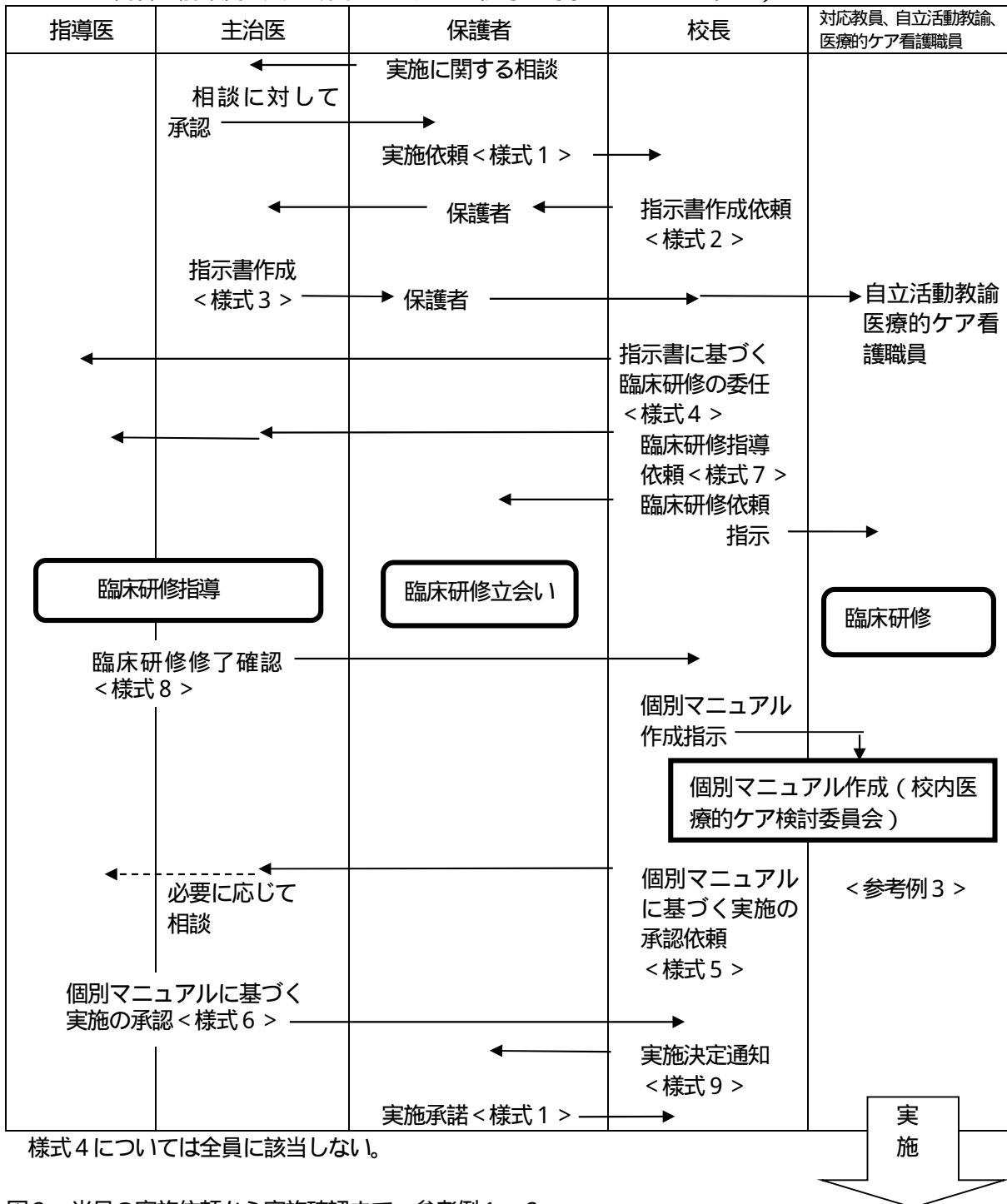
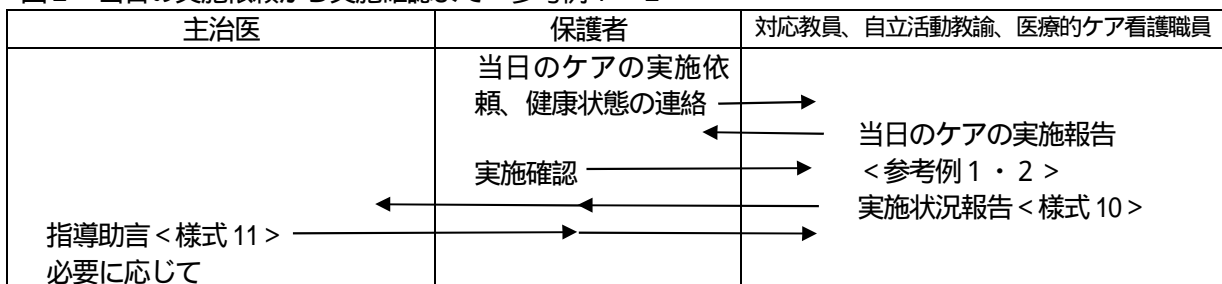
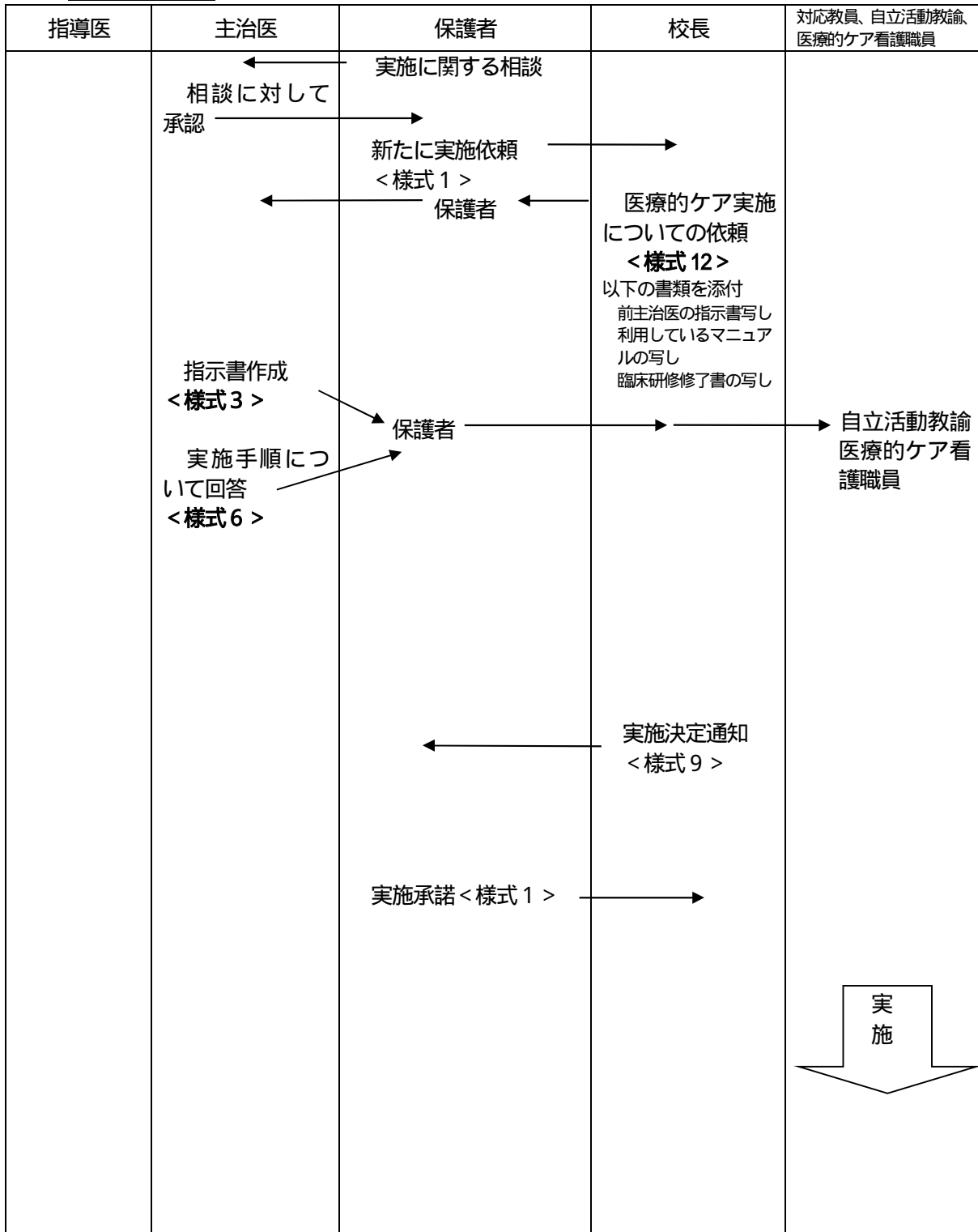


図2 当日の実施依頼から実施確認まで<参考例1・2>



主治医の変更があったときの手順

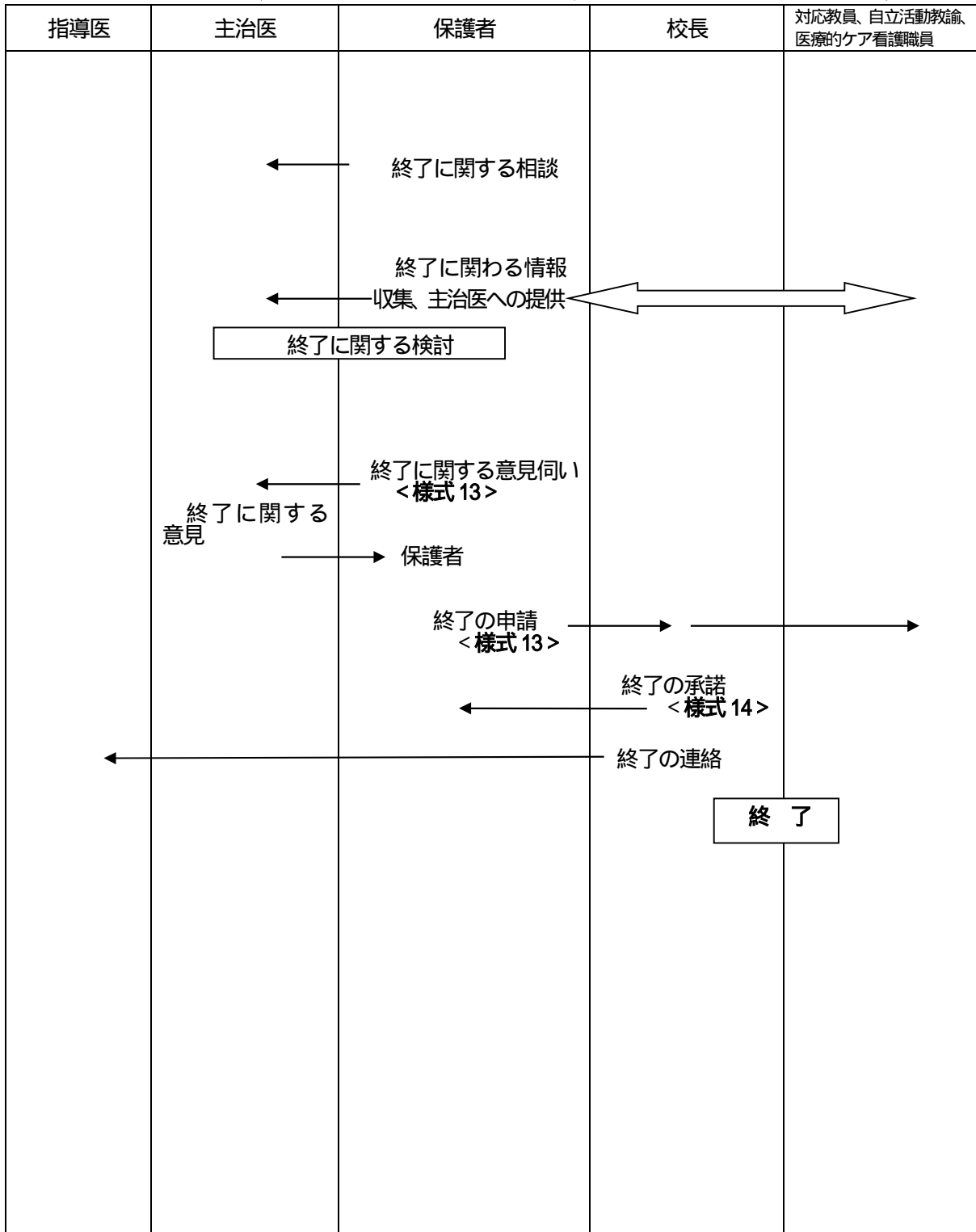
図1 既に本年度、医療的ケアを実施しており、年度の途中で主治医が替わり、**指示書の内容に変更が無い場合**についての手順



指示書の内容が変更する場合は、主治医との相談のもと、静岡県医療的ケア実施要綱の第10条と実施にかかわる手順 その1 または その2 に従い進める。

年度途中で医療的ケアを終了する手順

図1 年度の途中で医療的ケアを終了するときの手順。
 医療的ケアの実施は、年度単位で進められることから、年度終了時はこの手続きは不要。



において、学校と保護者は、ケア終了後の学校生活を想定したときに予想される課題等を十分に話し合っておくこと。

【導尿に関する動画による臨床研修について】

プライバシーに配慮し、模擬で実施する場合は、導尿についても動画による臨床研修を実施することができる。

1 実施条件（以下すべてにあてはまること）

- (1) 前年度と医療的ケアの内容に変更がない。
- (2) 校内に前年度から継続の看護師がいる。
- (3) 保護者の希望がある。

2 留意点

前年度の臨床研修において、次の点に留意して動画を撮影すること

- (1) 本人と実施すること。
- (2) 「物品の準備」「実施時の対象者の姿勢や看護師等の位置の確認」「(衣服の着脱なしで)手技の様子」「物品の片付け」が撮影されること。

3 その他

- (1) はじめて導尿を実施する看護師は手技を動画サイトで閲覧すること。

参考動画：コロプラスト 自己導尿カテーテル：スピーディカテネラトン使用方法

<https://www.coloplast.co.jp/new-bladder--bowel/how-to-guides/>



- (2) 特殊な例については、動画による臨床研修の対象外とし、直接研修を行うこと。

年 月 日

医療的ケア実施依頼書

静岡県立 _____ 学校長 様

学部・学年 _____ 学部 _____ 年

児童生徒等氏名 _____

保護者氏名 _____

(署名又は記名押印)

上記の児童生徒等の医療的ケアについて、下記のとおり実施して下さるようお願い
します。

なお、静岡県医療的ケア実施要綱に定めるところにより実施することを承認します。

記

1 依頼する医療的ケアの内容

2 依頼する期間 年 月 日 から 年 月 日まで

3 依頼する理由

4 健康状態 (家庭での様子)

5 主治医承諾の有無

(1) 病院名 _____ 主治医氏名 _____ 医師の承認を得ました。

(2) 臨床研修の指導を指導医に依頼することへの、主治医の同意の有無について

() 同意を得ている () 同意を得ていない

以下は学校からの回答の文書<様式9>が出されてから記入してください。

医療的ケア実施内容の承諾

年 月 日

年 月 日付け 第 号の通知のとおり医療的ケアを実施して下さ
ることを承諾します。

保護者氏名 _____

(署名又は記名押印)

第 号
年 月 日

主治医

様

静岡県立 学校
校長

医療的ケア実施について（依頼）

貴職におかれましては、日ごろより本校児童生徒等の療育・教育に対し御理解と御配慮をいただき誠にありがとうございます。

さて、別添写しのとおり、保護者から医療的ケアの実施についての申請を受けました。

については、対象児童生徒等の医療的ケアの指示を別紙<様式3>、または、別紙【様式 呼吸器用4】等に御記入くださるようお願い申し上げます。

なお、医療的ケアの実施に当たっては、学校の教職員等に対して、事前の研修（臨床研修）を行っていただきますが、このことについては、<様式1>の「5 主治医承諾の有無」に基づいて実施します。

記

対象児童生徒等

学 部	学 年	性 別	氏 名

教 特 第 464 号
平成 26 年 12 月 8 日

主治医

様

静岡県教育委員会
特別支援教育課長

診療報酬改訂に伴う指示書の保険適用について（依頼）

貴職におかれましては、日ごろから本校児童生徒等の教育に対し御理解と御配慮をいただき誠にありがとうございます。

登録特定行為事業者となっている学校における医師の指示書の取り扱いについては、厚生労働省において、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（平成 26 年厚生労働省告示第 57 号）等が交付されました。これにより、平成 26 年 4 月 1 日から、登録特定行為事業者の登録を受けている学校において、医療的ケアを行う際に必要とされる医師の指示書に対し、医療保険が適用されることになりました。

各医療機関におきましては、御対応等よろしくお願いいたします。

記

1 医療保険が適用される指示書について

(1) 対象校 登録特定行為事業者となっている特別支援学校

(2) 対象行為 認定特定行為業務従事者（教員）が実施する 4 行為

（口腔内吸引・鼻腔内吸引・経鼻経管栄養・胃ろう腸ろうからの経管栄養）

上記の 4 行為のいずれかが指示書の内容に含まれていれば対象となる。

例 経鼻経管栄養と酸素吸入の指示書...保険適用の対象

上記の 4 行為以外の行為の指示書は対象にならない。

例 導尿の指示書 気管内吸引の指示書...保険適用の対象外

(3) 有効期限 6 か月以内の有効期限を記載してあるもの

6 か月を越える有効期限の指示書に関しては保険適用対象にはならない。
この制度を利用する場合、学校で行う医療的ケアは、半年ごとの指示書で実施することになります。

担 当 企画・指導班指導担当
電話番号 054-221-2090

第 号
年 月 日

主治医

様

静岡県立 特別支援学校
校 長

医療的ケア 指示書について（依頼）

貴職におかれましては、日ごろより本校児童生徒等の療育・教育に対し御理解と御配慮をいただき誠にありがとうございます。

さて、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」(平成26年厚生労働省告示第57号)等の交付により、平成26年4月1日から、登録特定行為事業者の登録を受けている学校において、医療的ケアを行う際に必要とされる医師の指示書に対し、医療保険が適用されることになりました。

それにより、保護者から医療的ケアの実施についての申請を受けました対象児童生徒の今年度における医療的ケアの指示書は、医療保険が適用される指示書においては6か月以内の有効期限で出していただいております。対象児童生徒等の指示期限の修了にあたり、指示を別紙<様式3>等に御記入くださるようお願い申し上げます。

なお、現在の指示書の指示内容から変更があり、再度事前の研修（臨床研修）が必要となる場合は、学校の教職員等に対して、事前の研修（臨床研修）を行っていただきます。このことについては、<様式1>の「5 主治医承諾の有無」に基づいて実施します。

記

対象児童生徒等

学 部	学 年	性 別	氏 名

年 月 日

医療的ケア臨床研修の依頼書

指導医

様

静岡県立 特別支援学校

校 長

保護者からの学校での医療的ケア実施依頼と指導医に臨床研修を依頼することへの同意に基づき、本校での医療的ケア実施担当予定者の研修を、別添<様式3>のとおり依頼します。なお、主治医の_____病院の_____医師の了承を得ています。

第 号
年 月 日

様

静岡県立 特別支援学校
校 長

医療的ケア実施手順等について（依頼）

本校に在籍する下記の児童生徒等の医療的ケアを別紙の医療的ケア実施個別マニュアルに従い実施をします。

ついては、マニュアル上の実施手順、配慮事項等で不備がないか御覧いただき別紙<様式6>に御記入願います。

記

児童生徒等氏名

学 部	学年	性別	氏 名	ケアの種類

<様式 6 >

主治医 校長

静岡県立 特別支援学校長 様

医療的ケア実施手順等について（回答）

児童生徒等 氏名	マニュアルに 問題はない	修正を要する	修 正 点

年 月 日

上記のとおり承認する。

病院名 _____

医師氏名 _____

（署名又は記名押印）

* 個別マニュアルに添付する。

第 号
年 月 日

指導医・主治医
様

静岡県立 特別支援学校
校長

医療的ケア臨床研修について（依頼）

医療的ケアを必要とする児童生徒等について臨床研修を行った上で、学校教職員及び看護師業務に従事する非常勤講師（看護師）が医療的ケアを実施します。

については、臨床研修を下記のとおり開催しますので、御多用のところ誠に恐縮ですが、講師として御指導をお願いします。

記

- 1 日時 年 月 日（ : ~ : ）
- 2 会場 静岡県立 特別支援学校
- 3 対象児童生徒等氏名及び医療的ケアの研修内容等（＜別紙＞のとおり）
- 4 旅費等 旅費及び謝金は当方で負担します。

注意事項

- (1) 指導医・主治医が個人病院以外の場合は、所属長宛ての依頼文書を添付する。
- (2) 指導医・主治医が県立の病院の場合は、所属長宛ての依頼文書で旅費及び謝金を負担する旨を伝え、主治医・指導医あての依頼文書は「4 旅費は当方で負担します。」とする。

< 別紙 >

臨床研修対象児童生徒等氏名及び医療的ケアの研修内容等

児童生徒等 氏名	学年	日 時	参 加 者	研 修 内 容
	小学部 1年	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分	教員 非常勤講師 養護教諭 保護者	経管栄養の実際 ・ ・ ・

第 号
年 月 日

病院
院長 様

静岡県立 特別支援学校
校長

医療的ケア臨床研修について（依頼）

医療的ケアを必要とする児童生徒等について臨床研修を行った上で、学校教職員及び看護師業務に従事する非常勤講師（看護師）が医療的ケアを実施します。

については、臨床研修を下記のとおり開催しますので、貴院 医師を講師として派遣いただけますようお願いします。

記

- 1 日時 年 月 日（ : ~ : ）
- 2 会場 静岡県立 特別支援学校
- 3 対象児童生徒等氏名及び医療的ケアの研修内容等（＜別紙＞のとおり）
- 4 旅費等 旅費及び謝金は当方で負担します。

注意事項

- (1) 指導医・主治医が個人病院以外の場合は、所属長宛ての依頼文書を添付する。
- (2) 指導医・主治医が県立の病院の場合は、所属長宛ての依頼文書で旅費及び謝金を負担する旨を伝え、主治医・指導医あての依頼文書は「4 旅費は当方で負担します。」とする。

< 別紙 >

臨床研修対象児童生徒等氏名及び医療的ケアの研修内容等

児童生徒等 氏名	学年	日 時	参 加 者	研 修 内 容
	小学部 1年	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分	教員 非常勤講師 養護教諭 保護者	経管栄養の実際 ・ ・ ・

第 号
年 月 日

指導医・主治医
様

静岡県立 特別支援学校
校 長

医療的ケア動画による臨床研修実施報告書

医療的ケアを必要とする児童生徒等について動画による臨床研修を実施しましたので、別紙のとおり報告します。

については、学校教職員及び看護師業務に従事する非常勤講師（医療的ケア看護職員）が医療的ケアを実施します。

<別紙>

動画による臨床研修対象児童生徒等氏名及び医療的ケアの研修内容等

児童生徒等 氏名	学年	日 時	参 加 者	研 修 内 容
	小学部 3年	年 月 日() 時 分 ~ 時 分	教員 養護教諭	経管栄養の実際 ・ ・ ・

「医療的ケア看護職員」は、看護師業務に従事する非常勤講師として任用した看護師免許又は准看護師免許を有する者をいう。

医療的ケア臨床研修の修了書

静岡県立 学校長 様

貴校に在籍する児童生徒等に対して医療的ケアを実施する教職員及び医療的ケア看護職員の臨床研修について、下記のとおり修了しました。

については、下記の教職員及び医療的ケア看護職員は、担当の児童生徒等に対して医療的ケアを実施することを認めます。

記

児童生徒等 氏名	学年	日 時 年月日() 時分~時分	参加者	研 修 内 容
			教諭 医療的ケア看 護職員 養護教諭 保護者	経管栄養の実際 . . .

「医療的ケア看護職員」は、看護師業務に従事する非常勤講師として任用した看護師免許又は准看護師免許を有する者をいう。

年 月 日

病 院 名 _____

医 師 氏 名 _____

(署名又は記名押印)

校長 特別支援教育課長

医療的ケア臨床研修の修了書

静岡県教育委員会 特別支援教育課長 様

本校に在籍する児童生徒等に対して医療的ケアを実施する医療的ケア看護職員
の臨床研修について、下記のとおり修了しました。

記

学部 学年	児童生徒等 氏名	日 時	研 修 内 容
		年 月 日	経鼻経管栄養・口腔吸引・鼻腔吸引 ・ 月 日実施の臨床研修のV T R視聴 ・ の師範見学 ・ より実技指導
		年 月 日	酸素吸入 ・ 月 日実施の臨床研修のV T R視聴 ・ の師範見学 ・ より実技指導

「医療的ケア看護職員」は、看護師業務に従事する非常勤講師として任用した看護師免許又は准看護師免許を有する者をいう。

年 月 日

学校名 _____

校長名 _____

(署名又は記名押印)

医療的ケア動画による臨床研修実施確認書

静岡県立 学校長 様

貴校に在籍する児童生徒等に対して医療的ケアを実施する教職員及び医療的ケア看護職員の動画による臨床研修について、確認しました。

については、「医療的ケア動画による臨床研修実施報告書<別紙>動画による臨床研修対象児童生徒等氏名及び医療的ケアの研修内容等」に記載された教職員及び医療的ケア看護職員は、担当の児童生徒等に対して医療的ケアを実施することを認めます。

年 月 日

病院名 _____

医師氏名 _____

(署名又は記名押印)

第 号
年 月 日

様

静岡県立 特別支援学校
校 長

医療的ケアの実施について（回答）

医療的ケアの実施依頼について検討した結果、下記のとおり回答します。

記

- 1 児童生徒等氏名
- 2 実施内容・範囲及び対応者
- 3 期間
- 4 確認事項
 - (1)
 - (2)
 - (3)

第 号
年 月 日

様

静岡県立 特別支援学校
校 長

医療的ケア実施状況報告等について（依頼）

本校に在籍する下記の児童生徒等についての医療的ケアの実施状況等について
<別紙>のとおり報告します。

ついては、今後の医療的ケア実施について、手順、配慮事項等について別紙<様式
11>に御記入くださるようお願い申し上げます。

記

児童生徒等氏名

学部	学年	性別	氏 名	ケアの種類

< 別紙 >

医療的ケア実施状況報告			
学 校 名		学部	学年
児童生徒等 氏名			
実施医療的ケアの内容及び担当者			
実施状況			
期 間	年	月	日 ~ 年 月 日
担当者の実施の状況			
児童生徒等の様子			
保護者との連携の状況			
実施上の課題等			

医療的ケア実施状況報告等について（回答）

児童生徒等 氏名	実施状況 に問題 はない	実施の 手順・配 慮事項 に指示 有り	指示事項

年 月 日

病院名

医師氏名 _____

（署名又は記名押印）

静岡県立 特別支援学校長 様

第 号
年 月 日

主治医

様

静岡県立 特別支援学校
校 長

医療的ケア実施について（依頼）

別添のとおり、保護者から医療的ケアの申請依頼を受けました。

この児童生徒等は、既に本年度、前主治医_____病院の_____医師の指示書のもと、事前の研修（臨床研修）を受けた教職員が「医療的ケア個別マニュアル」に従い、医療的ケアを実施しています。

については、「医療的ケアを必要とする児童生徒等についての指示書」<様式3>の記入及び「医療的ケア実施手順等について（回答）」<様式6>により承認願います。

なお、前主治医の作成した指示書の内容と変更がある場合、教職員は研修（臨床研修）が必要になるので、よろしくお願い申し上げます。

記

1 添付書類

- (1) 医療的ケアを必要とする児童生徒等についての指示書(前主治医による指示書の写し)
- (2) 医療的ケア実施個別マニュアル<参考例3>（本年度作成し利用しているマニュアルの写し）
- (3) 医療的ケア臨床研修修了書<様式8>（前主治医による本年度の修了書の写し）

2 学校に提出していただく書類

- (1) 医療的ケアを必要とする児童生徒等についての指示書<様式3>
- (2) 医療的ケア実施手順等について（回答）<様式6>

年 月 日

医療的ケア実施終了の申請書

静岡県立 特別支援学校長 様

学部・学年 _____ 学部 _____ 年 _____

児童生徒等氏名 _____

保護者氏名 _____

(署名又は記名押印)

このことについて、次のとおり申請します。

- 1 終了する医療的ケアの内容
- 2 終了する理由
- 3 主治医の意見

終了する医療的ケアの内容について、下記のとおり、病院名 _____ の

主治医氏名 _____ 医師の意見を得ています。

第 号
年 月 日

様

静岡県立 特別支援学校
校 長

医療的ケア実施の終了について

このことについて、下記のとおり通知します。

記

- 1 児童生徒等氏名

- 2 終了する医療的ケアの内容

- 3 終了にあたっての留意事項等の確認
学校、保護者との具体的な確認事項を記入するとよい
 - (1)

 - (2)

 - (3)

< 参考例 1 >

医療的ケア実施表 (経管栄養用)		
実施日	年	月 日 ()
実施依頼		
本日の医療的ケアをお願いします。		
保護者氏名		_____
(署名又は記名押印)		
登校前の健康観察		
健康状態 ()よい ()いつもと違う		
いつもと違う場合は、どのように違うのか記入してください。		
実施記録		
実施時間	時 分	実施後の様子
注入物		
注入量	()cc	
注入時間	()分	
実施確認		
実施記録を確認しました。		
保護者氏名		_____
(署名又は記名押印)		

< 参考例 2 >

医療的ケア実施表		(痰の吸引用)
実施日	年	月 日 ()
実施依頼		
本日の医療的ケアをお願いします。		
保護者氏名 _____ (署名又は記名押印)		
登校前の健康観察		
健康状態 ()よい ()いつもと違う		
いつもと違う場合は、どのように違うのか記入してください。		
実施記録		
実施時間	1回目	時 分
	2 "	
	3 "	
	4 "	
	5 "	
実施内容		実施後の様子
実施確認		
実施記録を確認しました。		
保護者氏名 _____ (署名又は記名押印)		

< 参考例 3 >

医療的ケア実施個別マニュアル 静岡県立 特別支援学校 所属学部 学 部 学年 対象児童生徒等氏名	
実施担当者職・氏名	教諭
実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
実施場所	小学部 年教室
実施時刻	9時ころ、10時30分ころ、13時ころ
実施医療的ケア	咽頭より手前の吸引
手順	必要物品の確認をする。 吸引器の連結管に吸引チューブを連結する。 吸引のスイッチを入れ、吸引圧を 20mmHg 程に調節する。 一度水道水を吸わせ、吸引器に近い部分を指で押さえて曲げておき、吸引されない状態で口腔に入れる。 指の押さえを外してチューブの先端をゆっくり動かしながら分泌物を引く。 2～3回吸引したら、チューブに消毒液と水道水を通し吸引を繰り返す。 吸引終了後、チューブを消毒液の入ったチューブにしまう。
準備物	吸引器（ビン容器に消毒液・水を 50ml） 吸引チューブ（7Fr サイズ） 吸引セット（消毒液容器 1ケ、水道水容器 1ケ） バイプレーター（必要時のみ）
配慮事項	チューブの接続を確認する。 チューブは必ず水道水又は蒸留水を通してから口腔に入れる。 長時間チューブを入れない。 経管栄養注入後すぐの吸引は避ける。 吸引セットは個人専用とする。 分泌物の性状（量、色、粘度等）を観察する。
緊急時対応	自立活動教諭、医療的ケア看護職員へ連絡（連絡者： ） 養護教諭、主事、教頭、校長へ連絡（連絡者： ） 医療機関への連絡（連絡者： ） ・ 救急車 119 ・ 緊急時連絡病院 - ・ 主治医 - ・ 学校医 - 保護者への連絡（連絡者： ）

「自立活動教諭」は、看護師資格を有する教諭をいう。

「医療的ケア看護職員」は、看護師業務に従事する非常勤講師として任用した看護師免許及び准看護師免許を有する者をいう。

【様式 呼吸器用 4】 「人工呼吸器管理を学校体制で行う児童生徒用」

医療的ケアを必要とする児童生徒等についての指示書

指示期間 (年 月 日 ~ 年 月 日)

* 指示書の有効期間は 6 か月以内とする。

児童生徒名		学校名	
生年月日	平成 年 月 日	性別	
主たる病名			
現在の病状・治療状態			
現在投与中の薬剤名			
学校での医療的ケアの内容(該当項目に等)	1. 吸引(鼻腔・口腔・気管内) 2. 酸素吸入 3. 経管栄養(経鼻・胃ろう・腸ろう) 4. 人工呼吸器動作確認 5. 導尿 6. その他()		
装着・使用医療機器等	1. 吸引チューブサイズ Fr 2. 酸素吸入 (/min) 3. 経管栄養 { 経鼻: チューブサイズ Fr 胃ろう、腸ろう: ボタン ボタンサイズ Fr } 4. 気管カニューレ(サイズ Fr) 5. 導尿(カテーテルサイズ Fr) 6. 呼吸器機種「 (設定: _____ 吸気時間 _____ RR _____ TV _____ PEEP _____ P.S. _____ 流量 _____ 圧トリガー _____ 圧制御 _____) 7. その他 ()		
留意事項及び指示事項			
特記すべき留意事項			
緊急時の主治医の連絡先	夜間・休日		
	平日		

予想されるリスクと対応

1 共通項目

予想されるリスク	対 応
<p style="text-align: center;">人工呼吸器トラブル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アラーム対応を行ったが、呼吸器トラブルが改善されない。 	<p>本人の体調（バイタル、顔色など）に変化がない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> アンビュー加圧する。 <input type="checkbox"/> 酸素投与する 投与量：【 /分】 SPO2【 】%保てるように投与 <input type="checkbox"/> 呼吸器業者、保護者へ連絡する。 代替機が届くまでの時間を確認する。長時間かかる場合は、体調が安定していても救急搬送する。 <p>本人の体調に変調がある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> アンビュー加圧する。 <input type="checkbox"/> 酸素投与する。 投与量：【 /分】 SPO2【 】%保てるように投与 <input type="checkbox"/> 救急搬送の手配をする。 <input type="checkbox"/> 呼吸器業者、保護者へ連絡する。
<p style="text-align: center;">気管カニューレ誤抜去、閉塞時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援中の誤抜去 ・吸引やアンビュー加圧時に誤抜去 ・吸引チューブがカニューレに入らず閉塞の疑い ・アンビュー加圧ができず閉塞の疑い 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 予備のカフなしカニューレを再挿入する。 <input type="checkbox"/> SpO2 確認する。 【 %】以下の場合 酸素【 】 / min 投与する。 <input type="checkbox"/> SpO2 が【 %】以下の場合、救急搬送する。 <input type="checkbox"/> SpO2 が回復した場合は保護者連絡する。
<p style="text-align: center;">SpO2 の低下</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SpO2 が %以下になる 	<p>酸素【 /分】を使用しても SpO2 が 【 %】以下の場合、救急搬送</p>
<p style="text-align: center;">気管カニューレカフのトラブル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カフエア漏れ 	<p>カフエア上限【 】を維持する。</p>

対応欄の□には、必要な対応にはレ点を、【 】内には数字を記入してください。

2 個別項目

予想されるリスク	対 応

「1 共通項目」以外に予想されるリスク、対応がありましたら記入してください。

上記の内容に基づき、医療的ケアの実施を指示します。また、人工呼吸器に関しては「予想されるリスクと対応」のとおり緊急時の対応を指示します。なお、指示内容に変更がある場合は、保護者及び学校長に申し伝えます。

年 月 日

医療機関名

所在地

電話番号

医師氏名

(署名又は記名押印)

静岡県立

学校長

様

指導医の依頼方法と手順

1 指導医の依頼方法

- (1) 校長は、地域の専門医の中から適任と判断する医師を選び、指導医を依頼する。
＜様式 15＞
- (2) 指導医は、主治医であることが望ましい。
- (3) 学校医に指導医を依頼してもよい。(障害児医療、特に重症児の臨床経験豊富な医師であること。)
- (4) 校長は、指導医の候補を県教育委員会に報告し、県教育委員会は委嘱状をもって委嘱する。＜様式 16＞

2 主治医から指導医への臨床研修等実施委任の手順

- (1) 保護者は、主治医に対して、特別支援学校における医療的ケアの概要を説明（概要図を使用）し、保護者に代わって、担当教員及び看護師資格を有する教諭（以下「自立活動教諭」という。）医療的ケア看護職員（看護師業務に従事する非常勤講師（准看護師を含む。））に医療的ケアを行ってもらってよいかどうかを相談する。
- (2) 主治医は、特別支援学校における医療的ケアの趣旨を理解し、保護者の願いにより、保護者に代わって、担当教員及び自立活動教諭、医療的ケア看護職員が、医療的ケアを行うことを承認する。
- (3) 保護者は、特別支援学校における医療的ケアの実施に当たっては、主治医に対して、医療的ケアの実施指示書（ケアの内容や留意点を示したもの）を作成してもらうことや、その指示書に基づいて事前に担当教員及び自立活動教諭、医療的ケア看護職員にケアの内容や手技を指導する研修（臨床研修）を実施すること等が必要であることを説明（概要図使用）し依頼する。また、主治医に代わって指導医にその臨床研修を実施してほしいことも併せて相談し同意を得る。
- (4) 主治医は、特別支援学校において医療的ケアを実施するための諸手続きについて協力することを保護者に示す。
- (5) 保護者は、主治医に相談した結果、特別支援学校における医療的ケアの実施に同意を得たことを添えて、校長に医療的ケアを受けたい旨を申請する＜様式 1＞。
- (6) 校長は、医療的ケア対象の児童生徒等として申請を受け取り、校内検討委員会に諮り実施について検討する。
- (7) 校長は、主治医に対して、特別支援学校において、担当教員及び自立活動教諭、医療的ケア看護職員が医療的ケアを行うことへの承認を求めると同時に、ケアの内容及び留意点を記載した指示書の作成を文書で求める＜様式 2＞。同時に、学校で依頼している指導医の存在と役割を説明し、指導医が主治医に代わって指示書及び個別マニュアルに従って臨床研修等の指導をすることに同意してもらえるかどうかを伺う＜様式 2＞。
- (8) 主治医は、特別支援学校において、担当教員及び自立活動教諭、医療的ケア看護職員が医療的ケアを行うことへの承認を文書で示す。又、臨床研修等の指導を指導医に委任することに同意する場合には、その旨を学校へ連絡する。学校はその旨を明記した依頼書＜様式 4＞を指導医へ提出する。
- (9) 主治医が、自分で指導しなくてはならないと判断した場合には、その対象の児童生徒等と担当教員及び自立活動教諭、医療的ケア看護職員、保護者、養護教諭等は主治医から臨床研修の指導を受ける。

主治医が臨床研修を行う場合の謝金は、1時間の研修に対し5,000円とする。

指導医による研修実施要項

1 目的

医療的ケアを実施する学校は指導医による研修の制度を設け、学校の必要に応じた内容・方法により研修を行い、医療的ケアに携わる担当教員及び看護師資格を有する教諭（以下「自立活動教諭」という。）医療的ケア看護職員（看護師業務に従事する非常勤講師（准看護師を含む。））の資質の向上を図るとともに、学校の医療的ケア実施体制の充実に資する。

2 指導医の役割

- (1) 学校を訪問し、医療的ケアの実施状況や日常の児童生徒等の健康管理等について、担当教員及び自立活動教諭、医療的ケア看護職員に対して実態に即した指導助言を行う。
- (2) 学校の医療的ケアの実施体制全般について、学校からの求めに応じて指導助言を行う。
- (3) 対象児童生徒等に対する医療的ケアの個別的な研修（臨床研修）を行う。
- (4) 学校医並びに主治医との連携を持って研修指導に当たる。

3 研修内容

(1) 臨床研修

指導医は、主治医の指示書と臨床研修実施依頼書に基づいて臨床研修指導を行う。

ア 指導医は学校を訪問して臨床研修を行う。

イ 1回の訪問指導は4時間を基本に計画する。謝金は1時間の研修に対し5,000円とする。

(2) 学校訪問による研修

指導医は、学校の医療的ケアの現場を視察し、医療的ケアの在り方について指導すると共に、担当教員及び自立活動教諭、医療的ケア看護職員に対して指導助言を与える。

ア 学校は年間3回程度の学校訪問による研修を計画する。

イ 1回の訪問指導は4時間を基本に計画する。

ウ 研修内容は各学校において、必要な内容を計画する。

指導医による研修について

学校計画用

1 目的

医療的ケアを実施する学校は、指導医による研修の制度を設け、自校の必要に応じた内容・方法により研修を行い、医療的ケアに携わる担当教員及び看護師資格を有する教諭「自立活動教諭」という。）医療的ケア看護職員（看護師業務に従事する非常勤講師（准看護師をむ。））の資質の向上を図るとともに、学校の医療的ケア実施体制の充実に資する。

2 指導医の役割

- (1) 学校を訪問し、医療的ケアの実施状況や日常の児童生徒等の健康管理等について担当教員及び自立活動教諭、医療的ケア看護職員に対して実態に即した指導助言を行う。
- (2) 学校の医療的ケアの実施体制全般について、学校からの求めに応じて指導助言を行う。
- (3) 対象児童生徒等に対する医療的ケアの個別的な研修（臨床研修）を行う。

3 研修

(1) 臨床研修

指導医は、主治医の指示書と臨床研修実施依頼書に基づいて、臨床研修の指導を行う。

ア 指導医は学校が計画した臨床研修の日時に学校を訪問し、臨床研修を行う。

イ 1回の訪問指導は4時間を基本に計画する。

ウ 学校は、医療的ケアの種類別に対象児童生徒等をグループ編成し、研修を計画する等効率的かつ研修効果の高まる方法を工夫する。

エ 学校は、臨床研修実施後、実施した月末に「臨床研修実施報告書」（別紙様式3）を特別支援教育課に提出する。

(2) 学校訪問による研修

指導医は、学校の医療的ケアの現場を視察し、医療的ケアの在り方について指導するとともに、担当教員及び自立活動教諭、医療的ケア看護職員に対して指導助言を与える。

ア 学校は年間3回程度の学校訪問による研修を計画する。

イ 1回の訪問指導は4時間を基本に計画する。

ウ 各学校において必要な研修内容を計画し、「指導医等の学校訪問による研修計画」（別紙様式1）を特別支援教育課に提出する。

エ 学校は、研修修了後、速やかに「指導医等の学校訪問による研修実施報告書」（別紙様式2）を特別支援教育課に提出する。

オ 指導医以外の主治医等による研修も、本研修に含めて計画実施することができる。

4 研修実施の留意点

(1) 学校訪問における指導医の指導助言は、医療的ケア実施上の一般的な医学的知識・技術に関するものであり、対象児童生徒等個々の医療的ケアの内容・方法を指示（医療上の指示）するものではない。それは、主治医の責任において行われるものである。

(2) 状態の変化等に対応して個別に医療的ケアの指示を必要とする場合には、主治医に報告して指示を受けるようにする。

5 研修謝金等

(1) 1回の訪問指導は4時間で計画し、謝金は20,000円とする。（1時間 5,000円）

1時間未満の場合は、1時間として計算する。

(2) 旅費は実費所要額とし、県の旅費規定に準じて支払う。

第 号
年 月 日

指導医 様

静岡県立 特別支援学校
校 長

特別支援教育における医療的ケア実施に関する指導医について（依頼）

貴職におかれましては、日ごろより本校に在籍する下記の児童生徒等の療育・教育に対し深い御理解と御配慮をいただき誠にありがとうございます。

さて、このことについて委嘱します。

については、別添の「指導医による研修実施要項」のとおり医療的ケア実施に対する御指導・御助言をお願い申し上げます。

<様式 16> * 特別支援教育課で作成する。

特別支援教育課長 指導医

第 号
年 月 日

指導医 様

静岡県教育委員会
特別支援教育課長

特別支援学校における医療的ケア実施に関する指導医について（依頼）

このことについて、下記のとおり委嘱します。

記

- 1 期 間 年 4 月 1 日 から 年 3 月 31 日まで
- 2 目 的 特別支援学校における医療的ケアの実施に対して、指導助言をいただく。
- 3 旅 費 等 旅費等は当方で負担いたします。

担 当 指 導 班
電話番号 054-221-3329

第 号
年 月 日

指導医・主治医
様

静岡県立 特別支援学校
校長

医療的ケアの直接研修について（依頼）

安全に医療的ケアを実施するために、動画による臨床研修を実施した場合、当該年度内に当該児童生徒の医療的ケアについて指導医又は主治医による直接研修を実施することにしています。

については、直接研修を下記のとおり開催しますので、御多用のところ誠に恐縮ですが、講師として御指導をお願いします。

記

1 目的

- (1) 安全に医療的ケアを実施するために、指導医又は主治医による手技の確認をする。
- (2) 次年度の動画による臨床研修のために、動画撮影をする。

2 日時 年 月 日 (: ~ :)

3 会場 静岡県立 特別支援学校

4 対象児童生徒等氏名及び医療的ケアの研修内容等（＜別紙＞のとおり）

5 旅費等 旅費及び謝金は当方で負担します。

注意事項

- (1) 指導医・主治医が個人病院以外の場合は、所属長宛ての依頼文書を添付する。
- (2) 指導医・主治医が県立の病院の場合は、所属長宛ての依頼文書で旅費及び謝金を負担する旨を伝え、主治医・指導医あての依頼文書は「4 旅費は当方で負担します。」とする。

<別紙>

臨床研修対象児童生徒等氏名及び医療的ケアの研修内容等

児童生徒等 氏名	学年	日 時	参 加 者	研 修 内 容
	小学部 1年	年 月 日() 時 分 ~ 時 分	教員 非常勤講師 養護教諭 保護者	経管栄養の実際 ・ ・ ・

別紙様式 1

年度 指導医等の学校訪問による研修計画

学校名 _____

1 指導医

氏 名	病院名・診療科名	勤務地住所
		研修当日の学校への移動発地住所

2 研修計画

(1) 目的

(2) 期日・内容

日 時	研 修 内 容
月 日 () 時間 : ~ :	
月 日 () 時間 : ~ :	
月 日 () 時間 : ~ :	
月 日 () 時間 : ~ :	

* 令和8年5月15日(木)までに特別支援教育課に提出すること。

提出方法 電子メール(学校各種メールボックス)

メールアドレス: kyoui_gako-tyousa@pref.shizuoka.lg.jp

件名:【特支】指導医研修計画(校名)

ファイル名:指導医研修計画(校名)

* 臨床研修は除く。

年度 指導医等の学校訪問による研修実施報告書

学 校 名	
記入者職名・氏名	

1 指導医

医師氏名	所属病院名・診療科名

2 研修実施期日・時間

日 時	研 修 内 容 と 成 果
月 日 () 時間 : ~ :	
月 日 () 時間 : ~ :	
月 日 () 時間 : ~ :	
月 日 () 時間 : ~ :	

* 年間の研修内容を、A 4、1 枚以内にまとめる。

* 当日の研修資料がある場合には 1 部添付する。

* 年間の研修終了後、特別支援教育課に郵送又は電子メールで提出する。

電子メールの場合は、学校各種メールボックスに送付する。

メールアドレス：kyoui_gako-tyousa@pref.shizuoka.lg.jp

件名：【特支】指導医研修報告（校名）

ファイル名：指導医研修報告（校名）

年度途中に任用となる看護師業務に従事する非常勤講師の臨床研修について

1 対象

年度途中に任用となる医療的ケア看護職員（看護師業務に従事する非常勤講師）（非常勤講師が1人配置の学校を除く）

2 実施について

年度途中に任用となる看護師の臨床研修の設定が難しい場合は、臨床研修のVTR視聴と、既に医療的ケアを実施している看護師資格を有する教諭（以下「自立活動教諭」という。）又は医療的ケア看護職員からの説明や指導助言等による伝達研修をもって、医師・保護者同席の臨床研修に代えることができることとする。

3 伝達研修の実施方法

医療的ケア看護職員は、指示書とマニュアルを見つつ、年度始めに実施した臨床研修のVTRを視聴する。（ただし、導尿は からとする。）

医療的ケア看護職員は、既に医療的ケアを実施している自立活動教諭又は医療的ケア看護職員から、医療的ケアについての説明を受けた後、医療的ケアを見学する。

医療的ケア看護職員は、既に医療的ケアを実施している自立活動教諭又は医療的ケア看護職員の指導の下、医療的ケアを実施し、必要に応じて指導助言を受ける。

校長は伝達研修の修了後、「医療的ケア臨床研修の修了書」＜様式8-2＞を特別支援教育課に提出する。

4 留意事項

主治医または指導医による臨床研修の実施を原則とする。

主治医または指導医による臨床研修の実施が難しい場合は、全員、または一部の児童生徒等の臨床研修を、伝達研修にかえることができる。

校長は、主治医または指導医による臨床研修の実施が難しい場合は、児童生徒等の実態や看護師の経験等をふまえて、伝達研修の実施について検討し決定する。

年度初めの臨床研修は、必要に応じて、本人・保護者・医師の許可を得てVTR撮影をしておく。

個人カルテ

No

作成年月日: 令和 年 月 日

学校名

学部(幼小中高)と学年	幼児児童生徒氏名(ふりがな)	性別
部 年		

1 幼児児童生徒の障害名及び病名

2 医療的ケアの種類と医療的ケアを行っている人(学校にいる間に必要なケアのみ)

	医療的ケアの種類	保護者	養護教諭	自立活動 教諭	教員数	看護師	本人	ケアへの体制の補足説明
	経管栄養							
	吸引							
	導尿	利用期間中の間欠的導尿						
		持続的導尿(尿道留置カテーテル、膀胱ろう、腎ろう、尿路ストーマ)						
	カニューレ管理(気管切開の管理)							
	酸素吸入							
	人工呼吸器の管理							
	インスリン							
	血糖測定	インスリンポンプと測定器が連動している場合は含まない						
	ネブライザーの管理(生理食塩水吸入・薬液吸入)							
	中心静脈カテーテル							
	エアウェイの管理							
	排便管理	消化管ストーマ、摘便、洗腸						
		浣腸						
	痙攣時の座薬挿入	医師から発作時の対応として左記の指示があり、過去概ね1年以内に発作の既往がある場合						
	その他()							
	その他()							

3 医療的ケアの実態

(1) 経管栄養を行っている幼児児童生徒について

ケアの方法	該当項目に を記入	注入物	ケアの内容の補足事項等
経鼻経管栄養			
胃ろう			
腸ろう			

(2) 吸引を行っている幼児児童生徒について

ケアの方法	該当項目に を記入	ケアの内容の補足事項等
口腔内吸引		
鼻腔内吸引		
気管カニューレ内吸引		
その他()		

(3) 導尿を行っている幼児児童生徒について

ケアの説明等

57

医療的ケアを必要とする幼児児童生徒について

個人カルテ

No

作成年月日:令和 年 月 日

学校名

学部(幼小中高)と学年	幼児児童生徒氏名(ふりがな)	性別
部 年		

1 幼児児童生徒の障害名及び病名

脳性まひ・てんかん・ぜんそく

障害名は主障害を一番前に、すべて記入

経鼻経管又は胃ろう・腸ろうから、栄養剤(ラコール・等)や水分(ソリタ・ポカリ等)を注入

2 医療的ケアの種類と医療的ケアを行っている人(学校にいる間に必要なケアのみ)

口腔・鼻腔・気管カニューレ(気管カニューレなし)の吸引

医療的ケアの種類	保護者	養護教諭	自立活動教諭	教員数	医療的ケア看護職員	本人	ケアへの体制の補足説明
経管栄養				3			
吸引				3			気管カニューレからの吸引は保護者・看護師のみ
導尿							
カニューレ管理							カニューレ管理(カニューレなしの場合は気管切開部管理)とは、感染予防のための衛生管理・正しく挿入されたり呼吸しやすい状態が保たれているか
酸素吸入							
人工呼吸器の管理							
インスリン							
血糖測定							インスリンポンプと測定器が連動している場合は含まない
ネブライザーの管理(生理食塩水吸入・薬液吸入)							
中心静脈カテーテル							
エアウェイの管理							
排便管理							消化管ストーマ、摘便、洗腸 浣腸 その他には ・薬注入 ・胃ろう管理 ・ミキサー食のシリンジ注入等が入る。 「健康観察」は記入しなくてよい。
痙攣時の座薬挿入							医師から発作時の対応として左記の指示があり、過去概ね1年以内に発作の既往がある場合
その他(胃ろう管理)							
その他(薬注入)							

3 医療的ケアの実態

(1) 経管栄養を行っている幼児児童生徒について

ケアの方法	該当項目に	を記入	注入物	ケアの内容の補足事項等
経鼻経管栄養				・12:00ラコール注入前に、シリンジにて薬(デバケン)を注入
胃ろう			ソリタ水 ラコール 白湯	
腸ろう				

(2) 吸引を行っている幼児児童生徒について

ケアの方法	該当項目に	を記入	ケアの内容の補足事項等
口腔内吸引			・鼻腔吸引は、体調によってオリブ管(看護師)を使用することもある。 気管カニューレを入れていない気管切開部からの吸引は、「気管切開部からの吸引」としてここに記入。
鼻腔内吸引			
気管カニューレ内吸引			
その他()			

(3) 導尿を行っている幼児児童生徒について

ケアの説明等

(4) その他のケアの説明

--

4 医療的ケア実施状況の留意点

--

5 医療的ケアの時間

(1) 1日の回数、総時間数(分)等

	医療的ケアの種類	回数	1回のケアに要する時間	総時間数	担任の担当時間	自立活動教諭の担当時間	看護師の担当時間
	経管栄養	水分					
		栄養					
	吸引						
	導尿						
	カニューレの管理						
	酸素吸入						
	その他()						
	その他()						
	その他()						

時間については、機器の準備、消毒、片付け等、一連の行為に要する時間を含める。

～ 以外の項目はその他に記入する。ただし、一連の流れの中で行っている場合を除く。

6 主治医について

(1) 主治医の勤務先、氏名

勤務先		氏名	臨床研修の指導医への委任 1	緊急時の確認 2
病院名		役職又は所属		
電話番号				
FAX番号				
病院名		役職又は所属		
電話番号				
FAX番号				
病院名		役職又は所属		
電話番号				
FAX番号				

1: 臨床研修を指導医に委任する場合は を記入する。

2: 「緊急時の確認」について、医師と連絡、連携体制等の確認をしている場合は を記入する。

(4) その他のケアの説明

・2にあげた ~ 以外の医療的ケアについて、内容の補足があれば説明を記入
 (投薬・ミキサー食注入は(1)へ、記入。詳細がある場合は(4)に記入でもよい)
 例 ・酸素吸入は、鼻腔につけたチューブより吸入。2時間ごとに看護師が確認。
 ・人工呼吸器に手が届くため、回路が外れないように注意する。
 ・生理食塩水吸入は、必要時(冬季や不調時)のみ、様子に応じて、一日に1~3回実施。

4 医療的ケア実施状況の留意点

・留意点や配慮事項があれば記入する。
 ・おおよその一日の回数を記入。体調により一日の回数に差が大きい場合は、(例のように)少ないとき~最も多いときを目安に記入
 ・必要時のみ場合は、回数「必要時」・時間「10分×必要時」等記入

5 医療的ケアの時間

(1) 1日の回数、総時間数(分)等

医療的ケアの種類	回数	1回のケアに要する時間	総時間数	担任の担当時間	自立活動教諭の担当時間	看護師の担当時間
経管栄養	水分	2回	10分	20分	10分	10分
	栄養	1回	60分	60分	40分	10分
吸引	1~10回	10分	10分~100分	10分~100分		10分~100分
導尿						
カニューレの管理	2回	5分	10分			10分
酸素吸入	4回	5分	20分			20分
その他(薬注入)	1回	10分	10分			10分
その他(胃ろう管理)	3回	3分	9分			9分
その他(生理食塩水吸入)	必要時	15分間	15分間 ×必要時	15分間 ×必要時		

時間については、機器の準備、消毒、片付け等、一連の行為に要する時間を含める。

~ 以外の項目はその他に記入する。ただし、一連の流れの中で行っている場合を除く。

6 主治医について

(1) 主治医の勤務先、氏名

勤務先		氏名	臨床研修の指導医への委任 1	緊急時の確認 2
病院名		役職又は所属		
電話番号				
FAX番号				
病院名		役職又は所属		
電話番号				
FAX番号				
病院名		役職又は所属		
電話番号				
FAX番号				

1: 臨床研修を指導医に委任する場合は を記入する。

2: 「緊急時の確認」について、医師と連絡、連携体制等の確認をしている場合は を記入する。

様

静岡県教育委員会特別支援教育課長
静岡県立 特別支援学校長

特別支援学校における医療的ケアの実施について

春暖の候、貴職におかれましてはますます御清栄のことと拝察します。日ごろより障害のある児童生徒等の教育について多大な御理解、御協力をいただき深く感謝申し上げます。

さて、本県では、平成10年度から16年度まで、文部科学省の委嘱事業により、学校に通学する医療的ケアを必要とする児童生徒等に対し、実施体制の整備を進めてきました。

平成17年度からは、養護学校医療体制整備事業 平成19年度より特別支援学校医療体制整備事業 により、医療的ケア看護職員（看護師業務に従事する非常勤講師（准看護師を含む。））として、必要な特別支援学校に医療的ケア看護職員を配置し、教職員と医療的ケア看護職員が連携して医療的ケアを実施しています。

また、平成24年度からは、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による社会福祉士及び介護福祉士法の一部の改正に対応し、学校は登録特定行為事業者として、教員は認定特定行為業務従事者として県に登録する等、安全安心な医療的ケアを目指し実施しております。

さらに、令和元年度からは、看護師資格を有する者を自立活動教諭として若干名ずつ採用し、校内の医療的ケア体制がより整備されるよう、努めております。

については、下記により、担当教員及び自立活動教諭、医療的ケア看護職員に対して、貴職を主治医とする児童生徒等の医療的ケアの手順、配慮事項等について御教示をいただきたくお願い申し上げます。

記

1 依頼内容

- (1) 対象児童生徒等の健康状態、医療的ケアの内容等についての指示
- (2) 対象児童生徒等の医療的ケアの臨床研修（実技指導）
- (3) 臨床研修の修了承認
- (4) 学校において作成する個別マニュアルの修正

2 その他

- (1) 実施体制については、「特別支援学校における医療的ケアの実施に関する手引き」を御覧ください。
- (2) 御不明な点は、静岡県教育委員会特別支援教育課指導班（電話番号 054-221-3329）までお問い合わせください。

令和4年度 臨床研修実施報告 令和4年4月15日提出

学校名	特別支援学校
指導医所属・氏名	病院

No	月	日	曜日	時間		学年	児童生徒等氏名	ケアの内容	参加担当教員及び自立活動教諭、 医療的ケア看護職員氏名	臨床研修担当医		研修場所	主治医所属
					~					指導医	主治医		
1	4	12	火	14:00	~	15:00	小5 しずおか あおい 静岡 葵	吸引	医療的ケア看護職員 養護教諭 ○○○		○	病院	病院
												伝達研修	
2	4	13	水	15:00	~	16:00	小5 しずおか あおい 静岡 葵	吸引	直接臨床研修を受けた医療的ケア 看護職員等による伝達研修を実施した ため謝金なし。 医療的ケア看護職員 教諭 教諭			学校	
												伝達研修	

臨床研修実施後、実施日時を記入し、報告を郵送又は電子メールで提出する。謝金がない場合は、その理由を明記する。

以下の場合には、学校もしくは病院で臨床研修を実施し、医師から直接の指導を受けることを基本とする。

- ・ 新入生及び転入生
- ・ 前年度の医療的ケアの内容に大きな変化があった場合
- ・ 細かな配慮が必要な児童生徒等で、映像やりモートによる伝達では不十分な場合

特別支援学校における医療的ケアに関する研修実施要項

1 目的

- (1) 医療的ケアを要する児童生徒等の指導上必要な医学的知識・技能に関する講義及び実習をとおして、担当教員及び看護師資格を有する教諭（以下「自立活動教諭」という。）医療的ケア看護職員（看護師業務に従事する非常勤講師（准看護師を含む。）の資質の向上を図る。
- (2) 指導医や医療的ケアにかかわる担当教員及び自立活動教諭、医療的ケア看護職員による医療的ケアの基本的な内容に関する講義等をおして、校内の教職員に対して理解啓発を図る。
- (3) 教職員における「認定特定行為業務従事者」の認定に必要な、「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第13条第1号に掲げる第三号研修」の研修課程を修得する。

2 内容及び対象

主催	研修名	講師	内容
		対象	
県教育委員会	看護師等研修	専門医、看護師等 ----- 自立活動教諭、医療的ケア看護職員	学校体制と医療的ケアについての基礎知識 医療的ケア実施上の専門的な対応方法の知識理解・技術の習得及び実施校の課題等に即した研修内容
	学校における教職員によるたんの吸引等研修	自立活動教諭、看護師 ----- 担当教員、養護教諭	「認定特定行為業務従事者」の認定のための、「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第13条第1号に掲げる第三号研修」の研修課程の修得
ケア実施校	臨床研修	主治医、指導医 ----- 担当教員、自立活動教諭、医療的ケア看護職員、養護教諭、（保護者）	当該児童生徒等の身体状況及び医療的ケアに関する留意事項の理解と手技の習得
	指導医等による学校訪問研修	指導医、主治医、校医、理学療法士等 ----- 担当教員、自立活動教諭、医療的ケア看護職員、養護教諭	実施校のニーズに応じた研修内容（医療的ケア全般、ケアに関する指導助言、事例研究等）
	校内研修	自立活動教諭、医療的ケア看護職員、養護教諭等 ----- 教職員、（保護者）	医療的ケアに関する理解啓発（必要に応じて）

医療的ケア研修プログラム

静岡県教育委員会

医療的ケア実施校

認定のための研修

介護職員等によるたんの吸引等に関する研修(基本研修・実地研修)

- ・対象：たんの吸引等を行う教員
- ・講師：看護師資格を有する教諭(以下「自立活動教諭」という。)及び医療的ケア看護職員(看護師業務に従事する非常勤講師(准看護師を含む。))

看護師等研修

- ・内容：学校体制と医療的ケアについての基礎知識
医療的ケア実施上の専門的な対応方法の知識理解・技術の習得及び実施校の課題等に即した研修内容

臨床研修(個別研修)

- ・時期：年度当初
- ・対象：ケア対象児童生徒等と関わる教職員、医療的ケア看護職員、保護者
- ・講師：主治医、指導医
- ・内容：当該児童生徒等の身体状況及び医療的ケアに関する留意事項の理解と手技の修得

指導医等による学校訪問研修

- ・内容：実施校のニーズに応じた内容(医療的ケア全般、ケアに関する指導助言、心肺蘇生法、事例研究等)及び一般研修を補う内容
- ・講師：指導医、主治医、校医、理学療法士等

校内研修

- ・内容：医療的ケアに関する理解啓発(必要に応じて)
- ・講師：自立活動教諭、医療的ケア看護職員、養護教諭、保護者等

各校において医療的ケア実施

医療的ケアの内容			研修を受けた教職員	看護師	補足説明	
呼吸	吸引	口腔・鼻腔	咽頭より手前			「咽頭の手前まで」という判断は教職員が行うことは困難が伴うこと、咽頭の手前であっても個人差があることから、主治医又は指導医の指示により挿入するチューブの長さを決める必要がある。(23文科初第1344号)
		気管切開部	気管カニューレ内の吸引	-		
			気管カニューレ奥の吸引	-		
			気管切開孔からの吸引	-		看護師が実施してよいこととする。 挿入の安全な長さは医師の指示による。(平27運営協議会)
	気管切開部の管理		周辺部の管理(カニューレが外れないような見守り) 固定ひも・バンドを締める等	観察		事前に主治医からできる配慮やおこる危険性、対応など、緊急時対応を含め確認すること。 看護師が結び直すときは、注意と安全対策を徹底すること。 ひもを直すときは保護者に連絡し、了解を得ること。
			気管カニューレから出た痰をティッシュで拭く			気切孔から出てきた痰のふき取りは医療的ケアに当たらない。(平23運営協議会)
			Yガーゼを挟む	-		肉芽がある、あるいは気管分岐部に当たる等でカニューレを高くしたり、フレンジの部分で皮膚が当たって皮膚が荒れる等の理由でガーゼを挟むことがある。
			気管切開部の包帯交換	-		
		酸素吸入	安全管理、酸素ポンベの管理	-		鼻カニューレは当てている程度なので、外れやすい、教職員が当て直したり、ずれやねじれを直したりしてよい。直した後は、看護師と確認をすること。 酸素不足、酸素が吸えていない等の状況が見られた場合は、看護師がその原因が何なのかを確認する。
		持続吸引		-		
		カファシスト		-		
		人工呼吸器の管理	人工呼吸器の設定の確認、作動確認、回路の一時的着脱等	-		「特別支援学校における学校体制による人工呼吸器ガイドライン」による。
	栄養	経鼻経管栄養		チューブの先端位置の確認	-	
			留置チューブからの注入		○	
			胃残の確認	-		
			経鼻経管からのシリンジ注入	-		
胃ろう・腸ろうによる経管栄養			胃ろう・腸ろうの状態の確認	-		胃ろう・腸ろうの状態に問題がないかの確認は看護師が行うこと。(23文科初第1344号)
			チューブの接続		○	第三号研修の手順の中で示されている行為は、教職員が実施してよい。
			胃ろう部に付いた汚れを拭く		○	
			ろう孔部の観察、管理	観察	管理	「観察、管理」とは乾燥や清潔を保つ程度である。ろう孔部がじゅくじゅくしている場合は、保護者に連絡して対応してもらう。
輸液ポンプ			胃ろうからのシリンジ注入	-		水分(水、経口補水液等)の注入は、主治医の許可を得ているものであれば、医療的ケア運営協議会での協議は不要。その他の飲料、初期食については個別の案件。
			輸液ポンプの操作	-		ポンプの操作は看護師が行う。 案件で上げる必要はない。(平27運営協議会)
			輸液ポンプの設定変更	-	-	学校では対応しない。
			ポンプのアラーム対応	報告		注入時のポンプの操作は看護師が行う。
排泄		導尿		-		姿勢の補助は教員でもできる。
その他		血糖値測定 インスリン注射	-			
		中心静脈栄養の対応	-			
		腹膜透析カテーテルの管理	-			

…令和8年1月現在、個別の案件における必要があるものについて 示した。
 また、表中にない医療的ケアの内容についても、個別の案件として、県医療的ケア運営協議会にて協議する。
 …自立活動教諭(看護師)を含む

< 医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について(通知)(平成17年7月26日付け)により、原則として医行為ではないと考えられるもの >

- 1 水銀体温計・電子体温計により腋下で体温を計測すること、及び耳式電子体温計により外耳道で体温を測定すること
- 2 自動血圧測定器により血圧を測定すること
- 3 新生児以外の者であって入院治療の必要がない者に対して、動脈血酸素飽和度を測定するため、パルスオキシメータを装着すること
- 4 軽微な切り傷、擦り傷、やけど等について、専門的な判断や技術を必要としない処置をすること(汚物で汚れたガーゼの交換を含む)
- 5 患者の状態が以下の3条件を満たしていることを医師、歯科医師又は看護職員が確認し、これらの免許を有しない者による医薬品の使用の介助ができることを本人又は家族に伝えている場合に、事前の本人又は家族の具体的な依頼に基づき、医師の処方を受け、あらかじめ薬袋等により患者ごとに区分し授与された医薬品について、医師又は歯科医師の処方及び薬剤師の服薬指導の上、看護職員の保健指導・助言を遵守した医薬品の使用を介助すること。具体的には、皮膚への軟膏の塗布(褥瘡の処置を除く)、皮膚への湿布の貼付、点眼薬の点眼、一包化された内用薬の内服(舌下錠の使用も含む)、肛門からの坐薬挿入又は鼻腔粘膜への薬剤噴霧を介助すること

患者が入院・入所して治療する必要がなく容態が安定していること

副作用の危険性や投薬量の調整等のため、医師又は看護職員による連続的な容態の経過観察が必要である場合ではないこと

内用薬については誤嚥の可能性、坐薬については肛門からの出血の可能性など、当該薬品の使用の方法そのものについて専門的な配慮が必要な場合ではないこと

注 以下に掲げる行為も原則として規制の対象とする必要がないものであると考えられる

- 1 爪そのものに異常がなく、爪の周囲の皮膚にも化膿や炎症がなく、かつ、糖尿病等の疾患に伴う専門的な管理が必要でない場合に、その爪を爪切りで切ること及び爪ヤスリでやすりがけすること
- 2 重度の歯周病等がない場合の日常的な口腔内の刷掃・清拭において、歯ブラシや綿棒又は巻き綿子などを用いて、歯、口腔粘膜、舌に付着している汚れを取り除き、清潔にすること
- 3 耳垢を除去すること(耳垢塞栓の除去を除く)
- 4 ストマ装具のパウチにたまった排泄物を捨てること(肌に接着したパウチの取り替えを除く)
- 5 自己導尿を補助するため、カテーテルの準備、体位の保持などを行うこと
- 6 市販のディスプレイブルグリセリン洗腸器()を用いて洗腸すること
挿入部の長さが5～6センチメートル程度以内、グリセリン濃度50%、成人用の場合で40グラム程度以下、6歳から12歳未満の小児用の場合で20グラム程度以下、1歳から6歳未満の幼児用の場合で10グラム程度以下の容量のもの

< 医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について(その2)(令和4年12月1日付け)により、原則として医行為ではないと考えられるもの >

(在宅介護等の介護現場におけるインスリンの投与の準備・片付け関係)

- 1 在宅介護等の介護現場におけるインスリン注射の実施に当たって、あらかじめ医師から指示されたタイミングでの実施の声かけ、見守り、未使用の注射器等の患者への手渡し、使い終わった注射器の片付け(注射器の針を抜き、処分する行為を除く。)及び記録を行うこと。
- 2 在宅介護等の介護現場におけるインスリン注射の実施に当たって、患者が血糖測定及び血糖値の確認を行った後に、介護職員が、当該測定値があらかじめ医師から指示されたインスリン注射を実施する血糖値の範囲と合致しているかを確認すること。
- 3 在宅看護等の介護現場におけるインスリン注射の実施に当たって、患者が準備したインスリン注射器の目盛りが、あらかじめ医師から指示されたインスリンの単位数と合っているかを読み取ること。

(血糖値測定関係)

- 4 患者への持続血糖測定器のセンサー貼付や当該測定器の測定値の読み取りといった、血糖値の確認を行うこと。

(経管栄養関係)

- 5 皮膚に発赤等がなく、身体へのテープの貼付に当たって専門的な管理を必要としない患者について、既に患者の身体に留置されている経鼻胃管栄養チューブを留めているテープが外れた場合や、汚染した場合に、あらかじめ明示された貼付位置に再度貼付を行うこと。
- 6 経管栄養の準備(栄養等を注入する行為を除く。)及び片付け(栄養等の注入を停止する行為を除く。)を行うこと。なお、以下の3点については医師又は看護職員が行うこと。
鼻からの経管栄養の場合に、既に留置されている栄養チューブが胃に挿入されているかを確認すること。
胃ろう・腸ろうによる経管栄養の場合に、び爛や肉芽など胃ろう・腸ろうの状態に問題がないことを確認すること。
胃・腸の内容物をチューブから注射器でひいて、性状と量から胃や腸の状態を確認し、注入内容と量を予定通りとすかどうかを判断すること。

(喀痰吸引関係)

- 7 吸引器に溜まった汚水の廃棄や吸引器に入れる水の補充、吸引チューブ内を洗浄する目的で使用する水の補充を行うこと。

(在宅酸素療法関係)

- 8 在宅酸素療法を実施しており、患者が援助を必要としている場合であって、患者が酸素マスクや経鼻カニューレを装着していない状況下における、あらかじめ医師から指示された酸素流量の設定、酸素を流入していない状況下における、酸素マスクや経鼻カニューレの装着等の準備や、酸素離脱後の片付けを行うこと。ただし、酸素吸入の開始(流入が開始している酸素マスクや経鼻カニューレの装着を含む。)や停止(吸入中の酸素マスクや経鼻カニューレの除去を含む。)は医師、看護職員又は患者本人が行うこと。
- 9 在宅酸素療法を実施するに当たって、酸素供給装置の加湿瓶の蒸留水を交換する、機器の拭き取りを行う等の機械の使用に係る環境の整備を行うこと。
- 10 在宅人工呼吸器を使用している患者の体位変換を行う場合に、医師又は看護職員の立会いの下で、人工呼吸器の位置を変更を行うこと。

(膀胱留置カテーテル関係)

- 11 膀胱留置カテーテルの蓄尿バッグからの尿廃棄(DIBキャップの開閉を含む。)を行うこと。
- 12 膀胱留置カテーテルの蓄尿バッグからの尿量及び尿の色の確認を行うこと。
- 13 膀胱留置カテーテル等に接続されているチューブを留めているテープが外れた場合に、あらかじめ明示された貼付位置に再度貼付を行うこと。
- 14 専門的的管理が必要ないことを医師又は看護職員が確認した場合のみ、膀胱留置カテーテルを挿入している患者の陰部洗浄を行うこと。

(服薬等介助関係)

- 15 患者の状態が以下の3条件を満たしていることを医師、歯科医師又は看護職員が確認し、これらの免許を有しない者による医薬品の使用の介助ができることを本人又は家族等に伝えている場合に、事前の本人又は家族等の具体的な依頼に基づき、医師の処方を受け、あらかじめ薬袋等により患者ごとに区分し授与された医薬品について、医師又は歯科医師の処方及び薬剤師の服薬指導の上、看護職員の保健指導・助言を遵守した医薬品の使用を介助すること。具体的には、水虫や爪白癬に患った爪への軟膏又は外用液の塗布(褥瘡の処置を除く。)、吸入薬の吸入及び分包された液剤の内服を介助すること。
患者が入院・入所して治療する必要がなく容態が安定していること。
副作用の危険性や投薬量の調整等のため、医師又は看護職員による連続的な容態の経過観察が必要である場合ではないこと。
内用薬については誤嚥の可能性など、当該医薬品の使用の方法そのものについて専門的な配慮が必要な場合ではないこと。

(血圧等測定関係)

- 16 新生児以外の者であって入院治療の必要ないものに対して、動脈血酸素飽和度を測定するため、パルスオキシメータを装着し、動脈血酸素飽和度を確
- 17 半自動血圧測定器(ポンプ式を含む。)を用いて血圧を測定すること。

(食事介助関係)

- 18 食事(とろみ食を含む。)の介助を行うこと。

(その他関係)

- 19 有床義歯(入れ歯)の着脱及び洗浄を行うこと。

事 務 連 絡

平成 30 年 5 月 15 日

関係県立特別支援学校長 様

特別支援教育課長

看護師による気管カニューレの事故抜去等の緊急時における気管カニューレの再挿入について（周知）

このことについて、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長から別添写しのとおり通知がありました。

については、貴校関係職員に周知の上、対応願います。

担 当 指 導 班

電話番号 054-221-3329



事務連絡

平成30年5月11日

各都道府県・指定都市教育委員会特別支援教育担当課長
各都道府県私立学校主管課長 殿
附属学校を置く各国立大学法人担当課長
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社主管課長

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長

中村 信一

看護師による気管カニューレの事故抜去等の緊急時における気管カニューレの再挿入について（周知）

平素より、特別支援教育の推進に御尽力をいただきありがとうございます。
福祉、教育、保育等、あらゆる場において子供の気管カニューレが事故抜去し、生命が危険な状態等のため、緊急に気管カニューレを再挿入する必要がある場合であって、直ちに医師の治療・指示を受けることが困難な場合において、看護師又は准看護師が臨時応急の手当として気管カニューレを再挿入する行為について、平成30年2月28日付で公益社団法人日本小児科学会（以下「日本小児科学会」という。）会長等から厚生労働省医政局看護課長宛てに別添1のとおり照会があり、平成30年3月16日付で厚生労働省医政局看護課長から別添2のとおり回答がありました。

ついては、各都道府県・指定都市教育委員会特別支援教育担当課、各都道府県私立学校主管課、附属学校を置く各国立大学法人担当課及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社主管課におかれては、本事務連絡について、域内の市町村教育委員会、所管の学校等に対して周知くださいますようお願いいたします。

なお、気管カニューレの事故抜去等の緊急時における気管カニューレの再挿入については、日本小児科学会のHPで看護師の研修用のマニュアル等を公開しておりますので、教育委員会の委嘱した医師等と連携を図るなど、適切にお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

（参考：日本小児科学会「気管カニューレの事故抜去等の緊急時における気管カニューレの再挿入について」掲載URL）

https://www.jpeds.or.jp/modules/news/index.php?content_id=346



【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課支援第一係

TEL:03-5253-4111（内線3192）

FAX:03-6734-3737

平成 30 年 2 月 28 日

厚生労働省

医政局看護課長 島田 陽子 殿

公益社団法人日本小児科学会

会長 高橋 孝雄



公益社団法人日本小児保健協会

会長 秋山千枝子



公益社団法人日本小児科医会

会長 松平 隆光



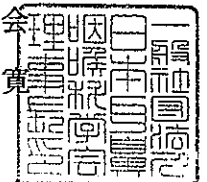
一般社団法人日本小児期外科系関連学会協議会

会長 金子 道夫



一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会

理事長 森山 寛



日本重症心身障害学会

理事長 有馬 正高



気管カニューレの事故抜去等の緊急時における気管カニューレの再挿入について

平成 27 年 10 月の「特定行為に係る看護師の研修制度」施行以降、看護師による診療の補助が制限され、重症心身障害児（者）の気管カニューレが事故抜去した際に、看護師が対応できず、児（者）が生命の危機に瀕する状態に発展する事例が散見されます。

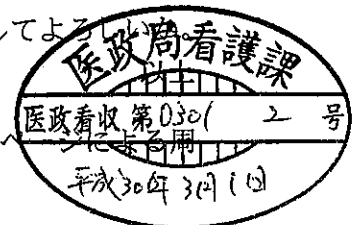
このような事態が起こる背景には、特定行為に係る看護師の研修制度に対する解釈の誤認があり、緊急時も医師の指示があった場合を除いて、看護師が診療の補助の行為を実施することはできないという誤解があるように思われます。

つきましては、下記の質問に対して、ご回答くださいますようお願い申し上げます。

記

福祉、教育、保育等、あらゆる場において子どもの気管カニューレが事故抜去し、生命が危険な状態等のため、緊急に気管カニューレを再挿入する必要がある場合であって、直ちに医師の治療・指示を受けることが困難な場合において、看護師又は准看護師が臨時応急の手当として気管カニューレを再挿入する行為は、保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 37 条ただし書の規定により、同法違反とはならないと解してよろ

貴局からのご回答を含め、当該認識について、当会並びに関連団体ホームページにてお知らせをさせていただきます。 70



医政看発 0316 第 1 号
平成 30 年 3 月 16 日

公益社団法人日本小児科学会 会長
公益社団法人日本小児保健協会 会長
公益社団法人日本小児科医会 会長 殿
一般社団法人日本小児期外科系関連学会協議会 会長
一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会 理事長
日本重症心身障害学会 理事長

厚生労働省医政局看護課長



気管カニューレの事故抜去等の緊急時における
気管カニューレの再挿入について（回答）

平成 30 年 2 月 28 日付けで照会のあった標記の件について、下記のとおり回答します。

記

貴見のとおり。また、気管カニューレの再挿入を実施した場合は、可及的速やかに医師に報告すること。

以上

(別添3)

医政看発0316第2号
平成30年3月16日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局看護課長
(公 印 省 略)

気管カニューレの事故抜去等の緊急時における気管カニューレの再挿入
について

標記について、平成30年2月28日付けで公益社団法人日本小児科学会会長、公益社団法人日本小児保健協会会長、公益社団法人日本小児科医会会長、一般社団法人日本小児期外科系関連学会協議会会長、一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会理事長及び日本重症心身障害学会理事長から別添1をもってあった照会に対し、別添2のとおり回答したので、貴職におかれてはこれを御了知の上、貴管内の保健所設置市（特別区を含む。）、医療機関、関係団体等に対し周知及び適切な指導をお願いいたします。

医政看発0316第3号

平成30年3月16日

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長 殿

厚生労働省医政局看護課長



気管カニューレの事故抜去等の緊急時における気管カニューレの再挿入
について

標記について、平成30年2月28日付けで公益社団法人日本小児科学会会長、公益社団法人日本小児保健協会会長、公益社団法人日本小児科医会会長、一般社団法人日本小児期外科系関連学会協議会会長、一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会理事長及び日本重症心身障害学会理事長から別添1をもってあった照会に対し、別添2のとおり回答し、別添3のとおり各都道府県衛生主管部（局）長宛通知いたしましたので、貴職においてもこれを御了知いただくとともに、貴管下の会員各位に広く周知されることについて格段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。